

大磯町緑の基本計画

平成 15 年 3 月

大磯町

目次

はじめに

1. 緑の基本計画制度創設の背景	1
2. 本計画の目的と経緯	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 目標年次	2
5. 本計画の構成	3

I. 大磯の水（海と川）と緑（まちと山）の現状と課題

1. 人口・世帯数の推移	4
2. 都市の変遷	5
3. 緑の現況	7
4. 緑地の現況	9
5. 水（海と川）と緑（まちと山）の特性と課題	13

II. 計画の基本理念と基本方針

1. 基本理念	21
2. 緑の将来像	22
3. 計画の基本方針	24

III. 計画の目標量と配置計画

□ “計画の目標量と配置計画” の考え方	26
1. 計画のフレーム	27
2. 緑地の確保目標量	27
3. 総合的な緑地の配置計画	31

IV. 緑地の保全と緑化推進の施策

□ 施策の枠組み	37
1. 特色ある公園づくり	38
2. 水と緑の軸づくり	39
3. 海とまちの緑の顔づくり	40
4. 公共施設及び民有地の緑化	41
5. 市街地における緑地の保全	42
6. 歴史・文化的な環境の保全と活用	43
7. 山間地及び海岸部などにおける自然環境の保全と活用	44
8. 緑と水辺に関わる交流、緑化活動への支援	45

V. 実現化へ向けて

1. パートナーシップによる計画づくり	47
2. 多様な住民参加	48
3. 人材の育成	49

はじめに

1. 緑の基本計画制度創設の背景

「緑の基本計画制度」が創設される前までは、緑に関する計画として、「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」の2つの計画体系があり、「緑のマスタープラン」は、昭和52年の建設省都市局長通達「緑のマスタープラン策定の推進について」によりその策定が進められ、公園緑地等の配置を主体とした計画でした。また、「都市緑化推進計画」は、昭和60年の建設省事務次官通達「都市緑化推進計画の策定について」により、その策定が進められ、公共公益施設の緑化、及び民有地の緑化推進策を主体とした計画でした。このような中、平成6年6月に都市緑地保全法の一部改正により緑の基本計画制度が創設され、2つの計画を統合すると共に、法律に基づいた計画として、住民に身近な市町村がその特色を活かし、中長期的な視点に立って策定する都市の緑地と緑化の推進に関する基本計画として生まれ変わりました。

2. 本計画の目的と経緯

大磯町では平成4年度「大磯町緑のマスタープラン」が策定され、これを新しい制度のもと、平成12年に公募による町民や学識経験者の参加による自然環境保全と緑化推進検討チームにより、大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言がまとめられています。

本計画では、この提言にまとめられた現状における問題点、緑地の保全箇所、緑地保全・推進のための手法に基づき、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、町の基本的なまちづくりの方向を示す「大磯町第三次総合計画 1996～2005年度(平成8～17年度)」や「大磯町都市マスタープラン 平成8年3月」などの関連する計画と整合を図り、町の豊かな自然環境を保全し、緑あふれる都市環境を育成、創造していくために本計画を策定し、具体的な都市の緑に関わる施策を総合的、計画的に推進していくことを目的とします。

■大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言

大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言

——「紺碧の海に緑の映える——
住みよい大磯」を目指して——

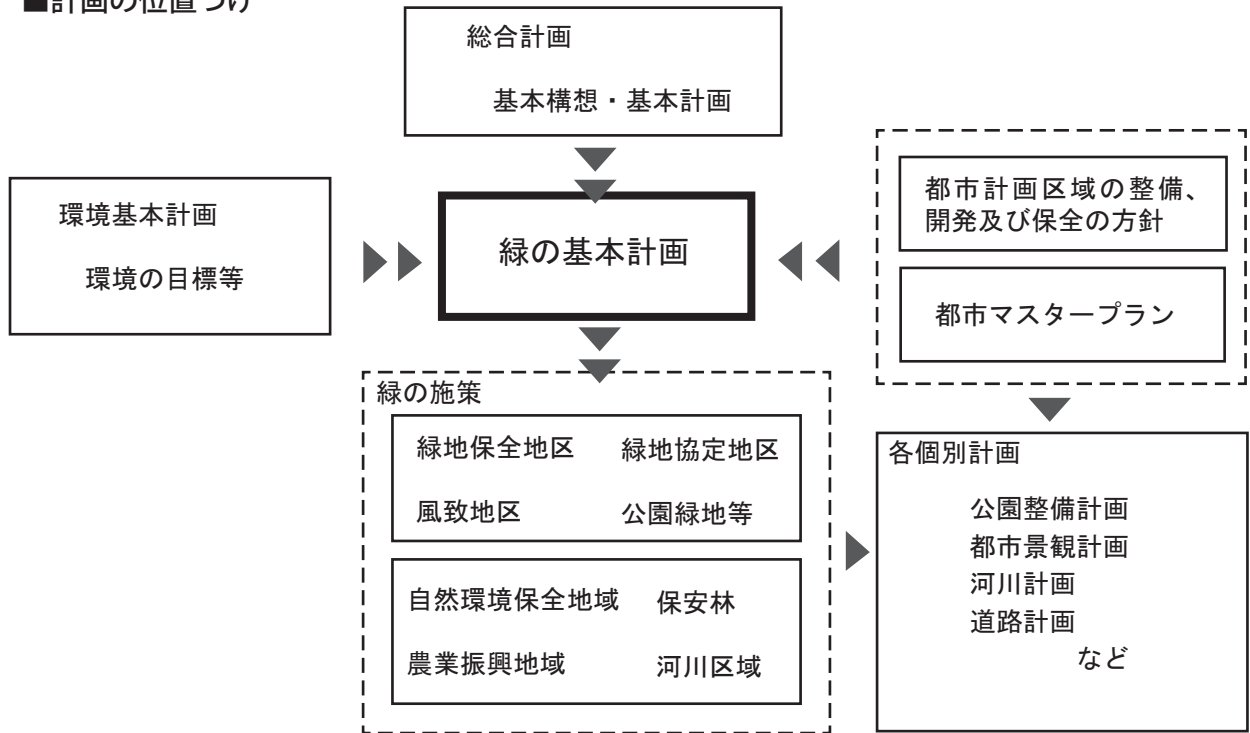
平成12年10月31日

自然環境保全と緑化推進検討チーム

3. 計画の位置づけ

この計画は、大磯町第三次総合計画と大磯町都市マスタープランの緑の施策の基本となる計画であり、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、今後、緑豊かなまちづくりに向けて展開される、緑地の保全と緑化の推進のための施策の指針となります。

■計画の位置づけ

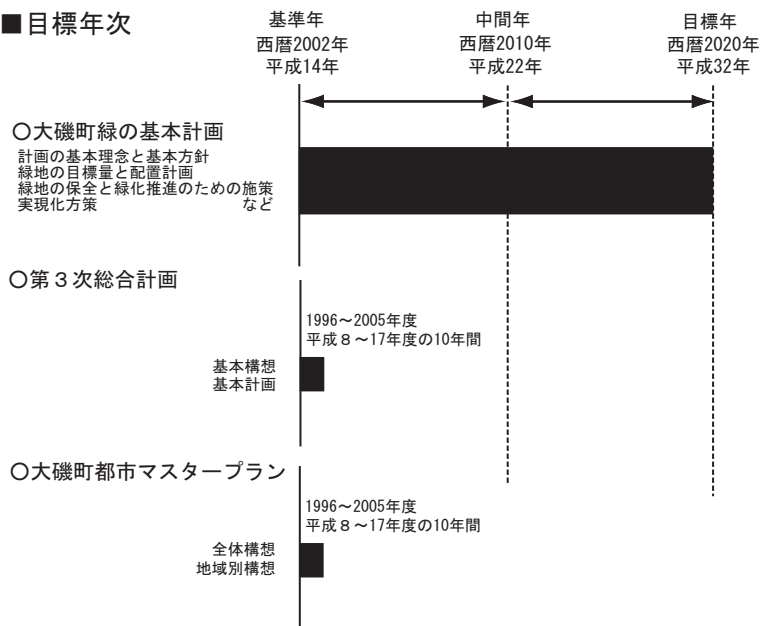


4. 目標年次

本計画は、大磯町の緑と水辺の将来像を想定し、概ね20年後の平成32年(西暦2020年)を目標年次とします。

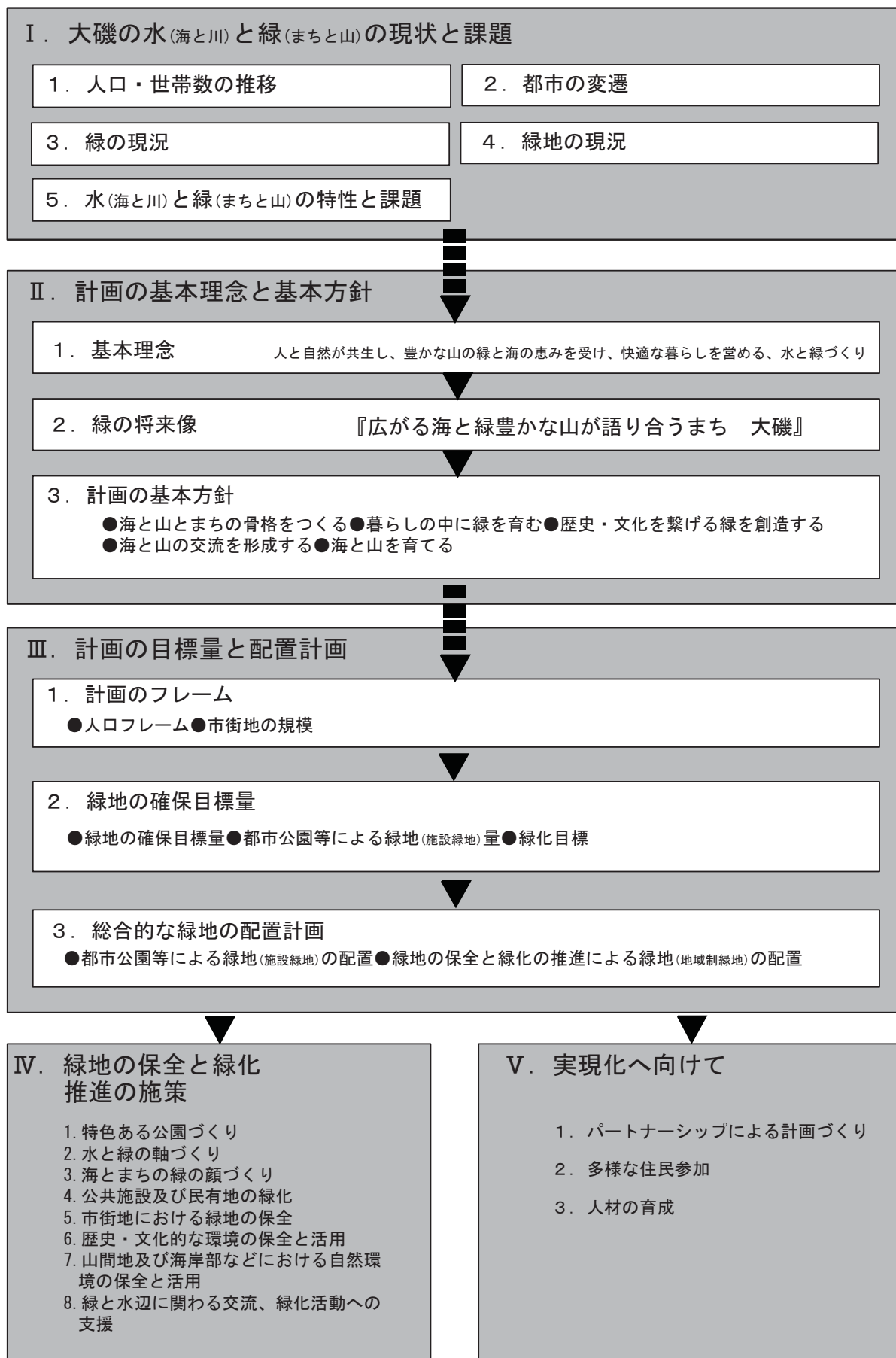
また、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて見直すこととします。

■目標年次



5. 本計画の構成

本計画の構成は次のようになります。



I . 大磯の水（海と川）と緑（まちと山）の現状と課題

1. 人口・世帯数の推移

町の人口の推移を見ると、昭和45年から平成7年まで増加傾向を示していましたが、徐々に増加率も下降を示し、平成7年から12年では-0.08%と減少に転じています。また、昭和45年で世帯人員が4.00人/世帯であったものが、平成12年で2.92人/世帯と核家族化も年々進んでいます。

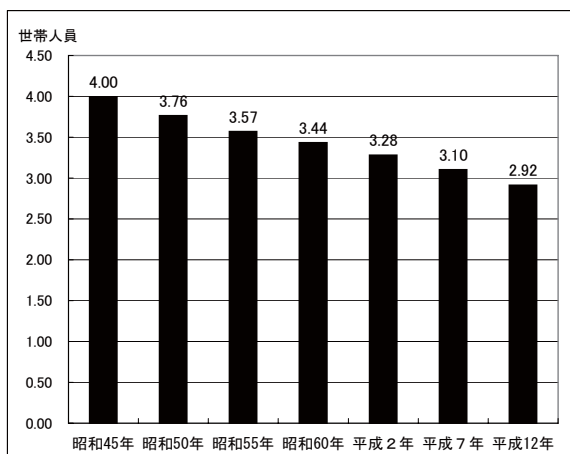
■人口・世帯数の推移

国勢調査

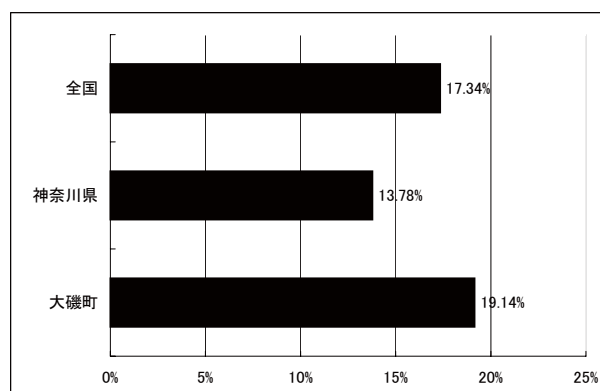
	人口	人口増減	世帯数	世帯増減
昭和45年	26,154		6,543	
昭和50年	27,866	6.55%	7,405	13.17%
昭和55年	29,931	7.41%	8,386	13.25%
昭和60年	31,211	4.28%	9,086	8.35%
平成2年	31,599	1.24%	9,627	5.95%
平成7年	32,285	2.17%	10,403	8.06%
平成12年	32,259	-0.08%	11,066	6.37%

単位 人口：人 世帯数：世帯

■世帯人員の推移

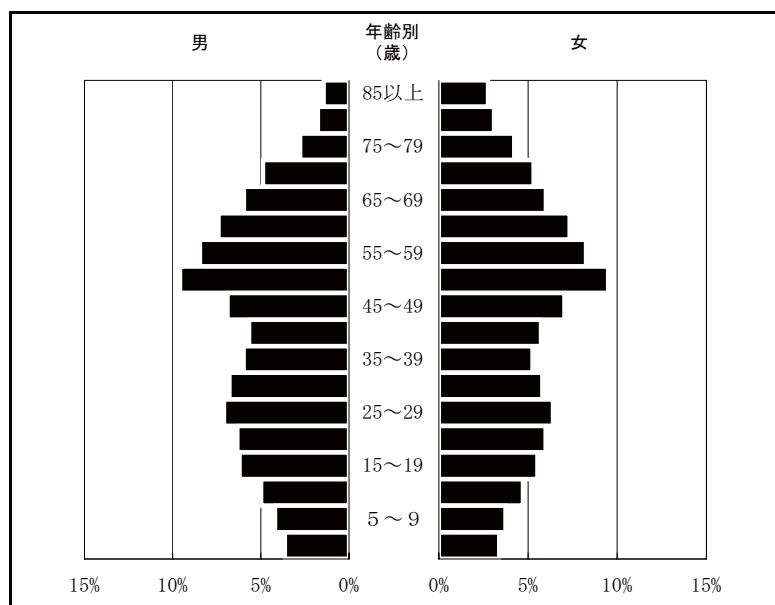


■高齢化率（平成12年国調）



年齢構造では、概ね50～54歳の年齢層を中心とする団塊の世代とその子供である20～24歳の前後の年齢層が厚くなっているものの、35～39歳の町を支える中核となる年齢層が薄く、少子高齢化の波が押し寄せてきています。

■5歳階級別年齢構造（平成12年国調）



2. 都市の変遷

本町の名は、大化改新後の大法令の「国・郡・里」制度により、「余綾郡伊蘇郡」と呼ばれていたことに由来していると言われています。天平 10 年（西暦 738 年）銘の正倉院御物の中には、「大磯里」という名前が登場します。その後、平安末期には相模の国の国府となり、行政の中心として栄え、江戸時代には東海道五十三次の第八の駅の本陣として交通の要所となり、繁栄を極めました。

近代に入り宿場町としての役割が廃れ、一時、まちの活気が失われましたが、わが国最初の海水浴場の開設（照ヶ崎）、本町の自然環境や歴史・文化を愛する伊藤博文をはじめとする名士・富豪の邸宅が建てられるようになり、日本有数の避暑地として全国に知られるようになりました。

明治 22 年の町村制施行で、大磯駅、高麗村、東小磯村、西小磯村を併せて大磯町となり、昭和 29 年に大磯町と国府町が合併して現在の町域となりました。

各区域の人口は、行政区域（都市計画区域）で昭和 50 年、55 年が 6～7% 台の伸び、昭和 60 年 4.3% と伸び率は減少し、平成 2 年、平成 7 年では 1～2% の人口の伸びとなっています。市街化区域では、行政区域人口の伸びと同様の傾向が見られ、市街化調整区域では昭和 50 年の伸びを除いて、2% 未満の僅かな伸びにとどまっています。

■市街地の推移（都市計画基礎調査）

区分	実数（人、世帯）						増加数（%）					
	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	
人口	行政区域	26,154	27,866	29,931	31,211	31,599	32,285	6.5	7.4	4.3	1.2	2.2
	市街化区域	23,175	24,373	26,502	27,719	28,077	28,702	5.2	8.7	4.6	1.3	2.2
	市街化調整区域	2,979	3,493	3,429	3,492	3,522	3,583	17.3	-1.8	1.8	0.9	1.7
世帯数	6,543	7,405	8,386	9,086	9,627	10,403	13.2	13.2	8.3	6.0	8.1	

また、旧版地形図（大正 12 年）と現在の地形図（平成 10 年）から大磯が変化する姿をみると次の事柄が指摘できます（次頁の都市の変遷図と文参照）。

■都市の変遷図

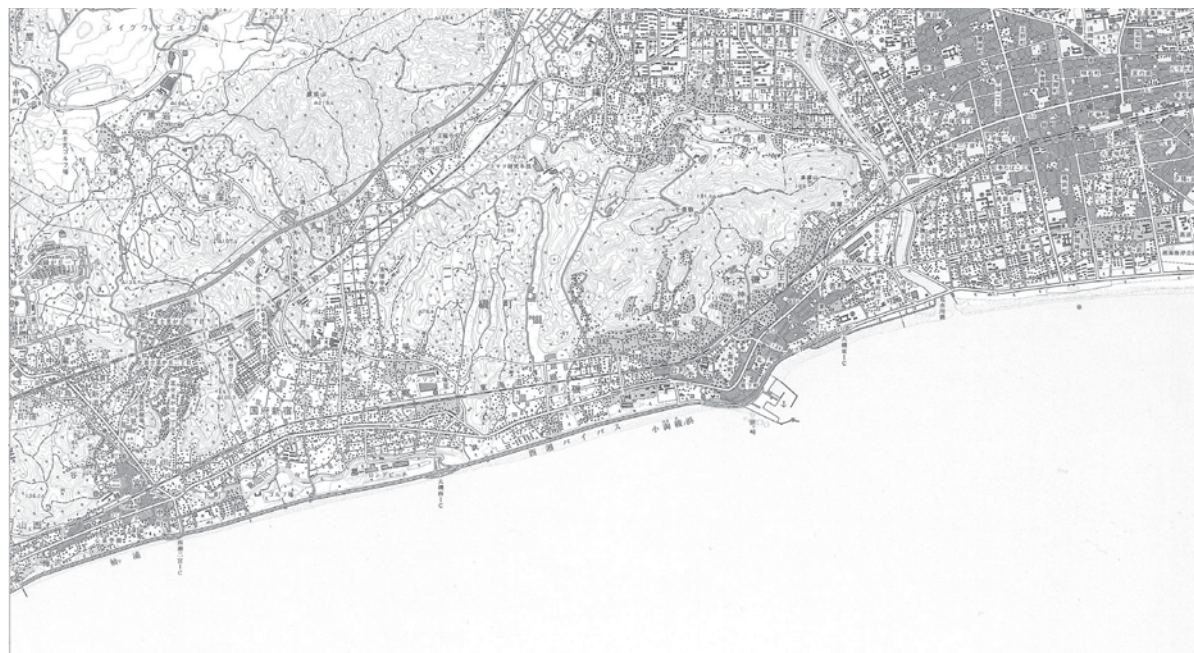
大正 12 年の大磯の姿

大正 12 年の地形図を見ると、現在の大磯町は大磯町と国府村からなっていました。東海道線本線は開通していましたが、幹線的な道路としては国道 1 号（東海道）が東西に通じ、国府村で内陸へと向かう道路が枝分かれしているだけで、基本的に東海道の沿道に展開する街道型の集落がまちを形づくっています。その集落は、東から大磯駅南に広がる大磯町、街道に細長く展開する西小磯、短いが少し厚みのある町場を形成している国府本郷、国府新宿、内陸部に月京などがあります。海岸部は連続した砂浜が広がり、これに沿って小高い地形に樹林が連なり、街道沿いの集落を海風から守っていました。



平成 10 年の大磯の姿

最新の地形図、平成 10 年を見ると、大磯駅周辺では金目川河口部分へ、東海道本線北側、海岸部へと市街地が拡大し、河口部の湿地帯や海岸部の樹林が失われてきました。国府では、内陸部へ広がっていた平地に新しい市街地が形成されています。広域的な道路として海岸部に西湘バイパスが開通し、国道 1 号とともに東西方向の交通を、基本的に東海道の沿道に展開する街道型の集落がまちを形づくっています。



3. 緑の現況

本町の緑の現況を区域区分毎にみると、市街化区域では畑 (38.78ha、市街化区域の7.08%) が最も多くついで民有地の植栽地 (24.04ha、4.39%) となっています。しかし、樹林地等 (自然林からススキ・ササ等の草地まで) を合計すると 58.03ha(10.59%) で市街化区域の緑の約 4 割を占め一番多く、その中でも約 1/3 近くを自然の度合いが比較的高いクヌギ・コナラ等の二次林が占めています。これらの樹林は、僅かに残されている自然林とともに、保全を図ることが重要です。また、市街地のオープンスペースとしての畑、緑化の推進を図るための民有地の植栽地なども身近な緑として保全や確保を図ることが必要です。

市街化調整区域では、樹林地等の合計は 576.78ha で半分近くを占め、その中の約 6 割をクヌギ・コナラ等の二次林が占めています。畑 (133.19ha、11.34%)、果樹園 (148.83ha、12.67%) がこれに続き、森林の維持と保全、耕作地の維持などが課題となっています。

市街化区域の中で緑の占める割合は 26.02%、市街化調整区域では 85.00%、都市計画区域全体では 66.24% となっています。

次の頁に示した「緑の現況図」は、航空写真 (平成 12 年 1 月撮影) などを参考に、緑の現況の区分に基づいて作成したものです。これを図上計測したものが下表になっています。

■ 緑の現況量

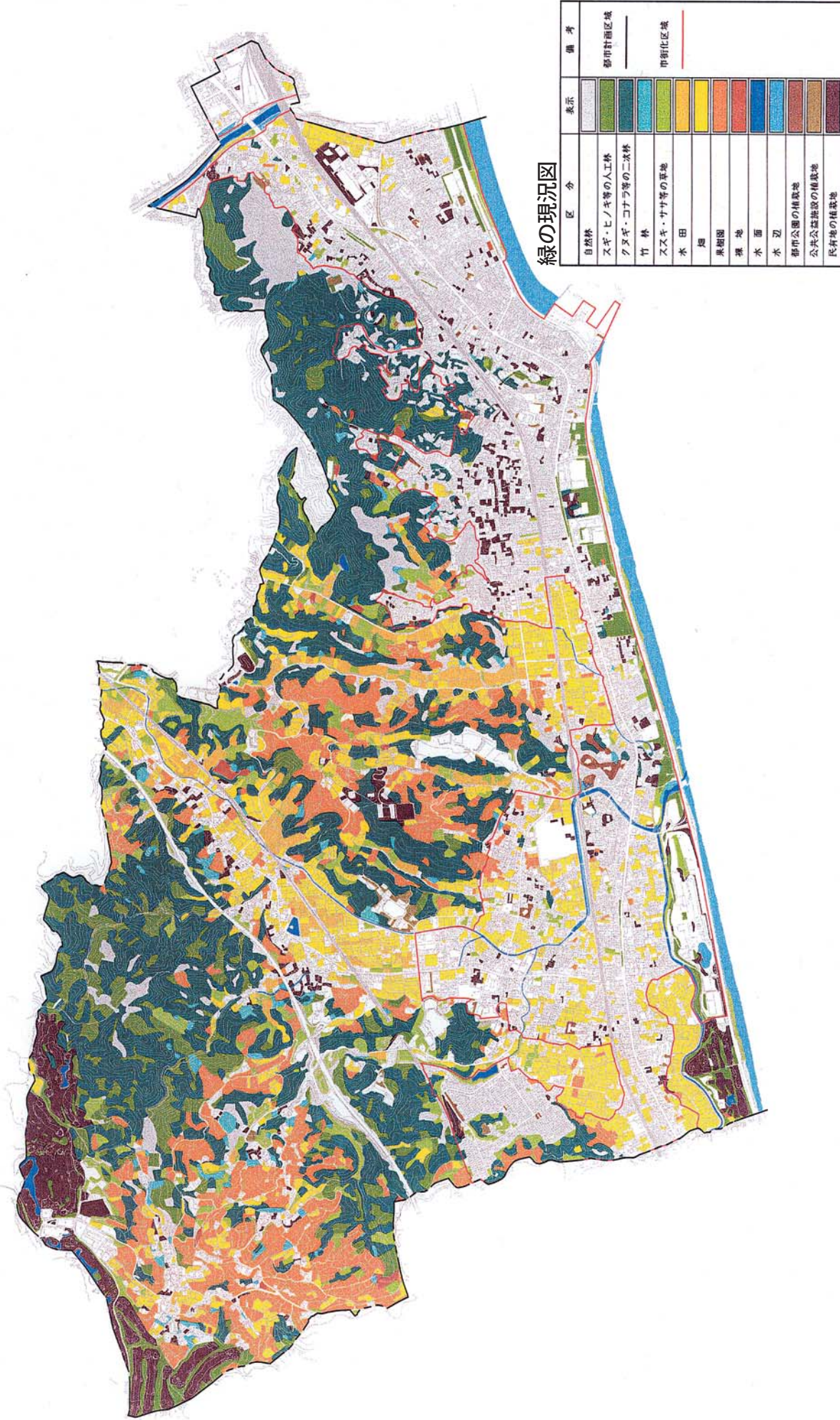
区分		面積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
樹林地等	自然林(*1)	7.08	51.97	59.05
	スギ・ヒノキ等の人工林	16.64	97.85	114.49
	クヌギ・コナラ等の二次林	19.05	340.66	359.71
	竹林	1.22	17.50	18.72
	ススキ・ササ等の草地	14.04	68.80	82.84
	小計	58.03	576.78	634.81
農地等	水田	1.17	30.64	31.81
	畑	38.78	133.19	171.97
	果樹園	6.75	148.83	155.58
	小計	46.70	312.66	359.36
	裸地(*2)	0.23	4.12	4.35
水面等	水面(*3)	5.56	8.62	14.18
	水辺(*4)	2.42	33.72	36.14
	小計	7.98	42.34	50.32
植栽地等	都市公園の植栽地	3.87	0.22	4.09
	公共公益施設の植栽地	1.76	2.87	4.63
	民有地の植栽地	24.04	59.79	83.83
	小計	29.67	62.88	92.55
合計		142.61	998.78	1141.39

(*1) 自然林とは、人間が手入れをしなくても山の環境が守られる自然度が高い(自然度9～10)森林である。

(*2) 裸地は植物により被覆されていない土地。但し、造成中の土地や工場建設予定地等は原則として含めない。

(*3) 水面とは、河川、湖沼、水路等、現況が水面のものである。

(*4) 水辺とは、海浜、河岸、湖畔等、現況が水辺地のものである。



緑の現況図

4. 緑地の現況

本計画では、次に掲げる施設緑地と地域制緑地を主な対象として計画を策定します。この内容をみると、公園などの施設緑地では、都市公園が 15.95ha、公共施設緑地が 34.98ha、民間施設緑地が 86.52ha で、都市計画区域内の施設緑地の人口一人当たりの緑地量は 42.55 m²、市街化区域では 8.31 m²となっています。国では、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準を住民一人当たり 20 m²としていることから、市街地内の施設緑地量が目標水準からみて低くなっています。

法的な規制などによる地域制緑地では法によるもののうち緑地保全地区、風致地区はなく、その他法によるもの(968.07ha、地域制緑地の 97.28%)がほとんどで、中でも地域森林計画対象民有林(493.33ha、50.96%)と農振農用地(297.00ha、30.68%)が約 8 割を占めています。

施設緑地では、公園整備の推進や公共、民間の施設緑地の確保を図り、一人当たりの緑地量の水準を上げることが必要となっています。また、地域制緑地では、現状で確保されている緑地量の維持を図るとともに、森林の維持管理のための施策を行政と森林所有者などと調整をとりつつ進めることが必要となっています。

施設緑地と地域制緑地を合わせた緑地量は、市街化区域 49.05ha、都市計画区域 950.30ha で、市街化区域の 8.95%、都市計画区域の 55.15% となっており、市街化区域の緑地量の確保が課題となっています。

11 頁に、これらの施設緑地と地域制緑地の位置と範囲を示した「緑地現況図」を提示します。本項と関わる「緑地の体系」と「都市公園等の種類」の表を P29 と P30 に入れています。

【施設緑地】

国又は地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園の形態を造り公開する緑地。一般には都市公園法に基づく公園や国民公園等がこれに該当する。

【地域制緑地】

緑地保全地区及び風致地区、生産緑地地区、自然公園など、一定の土地の区域に対して指定し、その土地の利用を規制することで良好な自然環境等の保全を図ることを目的とした緑地保全に係る制度の総称をいう。

■緑地現況量

区分		面積:ha		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
施設 緑 地	都市公園	11.79	4.16	15.95
	公共施設緑地	4.49	30.49	34.98
	民間施設緑地	7.58	78.94	86.52
	計	23.86	113.59	137.45
地 域 制 緑 地	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00
	風致地区	0.00	0.00	0.00
	その他法によるもの	25.80	942.27	968.07
	協定によるもの	2.69	0.00	2.69
	条例等によるもの	0.64	23.70	24.34
	計	29.13	965.97	995.10
	地域制緑地間の重複	2.68	141.36	144.04
計	26.45	824.61	851.06	
施設・地域制緑地間の重複		1.26	36.95	38.21
緑地現況量総計		49.05	901.25	950.30
人口(万人)		2.87	0.36	3.23

(平成13年度末)

また、施設緑地の中で暮らしに身近な住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）と町全体のレクリエーションなどに供する都市基幹公園（総合・運動公園）、その他歴史・文化などに特色ある公園や緑地を合わせて、都市公園としています。

この都市公園の整備状況をみると、住区基幹公園では街区公園だけが38ヶ所、4.31ha整備されています。都市基幹公園は、現状で整備が完了した公園はありませんが、現在、大磯運動公園（11.70ha）が整備中です。その他、風致公園の県立大磯城山公園と高麗山公園（一部開設3.70ha）が特殊公園として2ヶ所、10.70ha、都市緑地6ヶ所、0.94haが整備されています。

これら都市公園として整備されている公園の面積は合計15.95ha、住民一人当たり4.94㎡で、約10㎡以上（都市公園法施行令、市町村の区域内の都市公園）という国の目標水準を大きく下回っています。

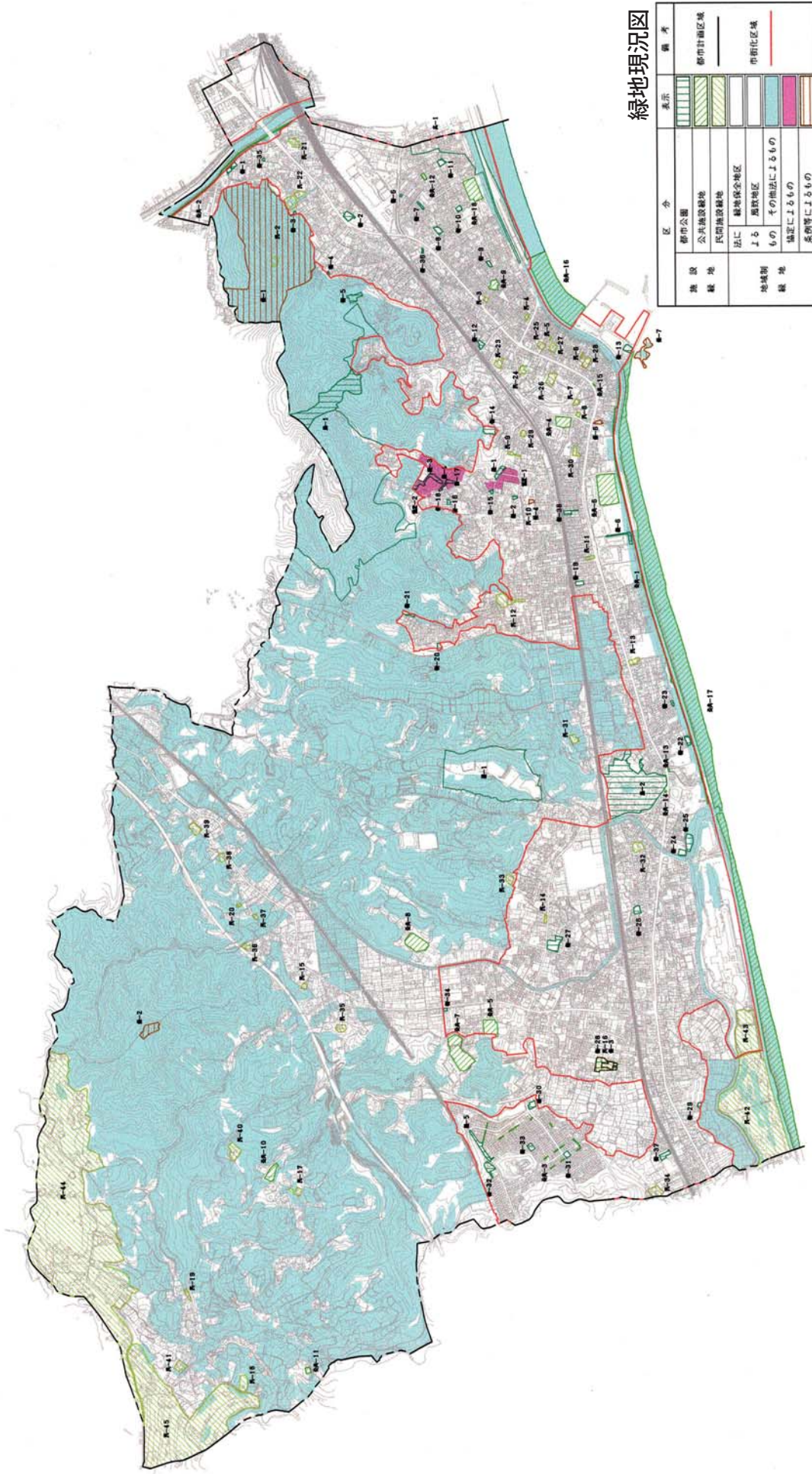
このことから住区基幹公園では、今後、コミュニティなどの住区構成に配慮した近隣公園の整備を進めることが必要です。都市基幹公園では、現在進められている大磯運動公園の整備の早期完成が望まれます。

12頁に、これら都市公園の位置と範囲、整備状況を示した「都市公園の位置図」を提示します。

■都市公園の整備状況 (平成13年度末) 面積:ha

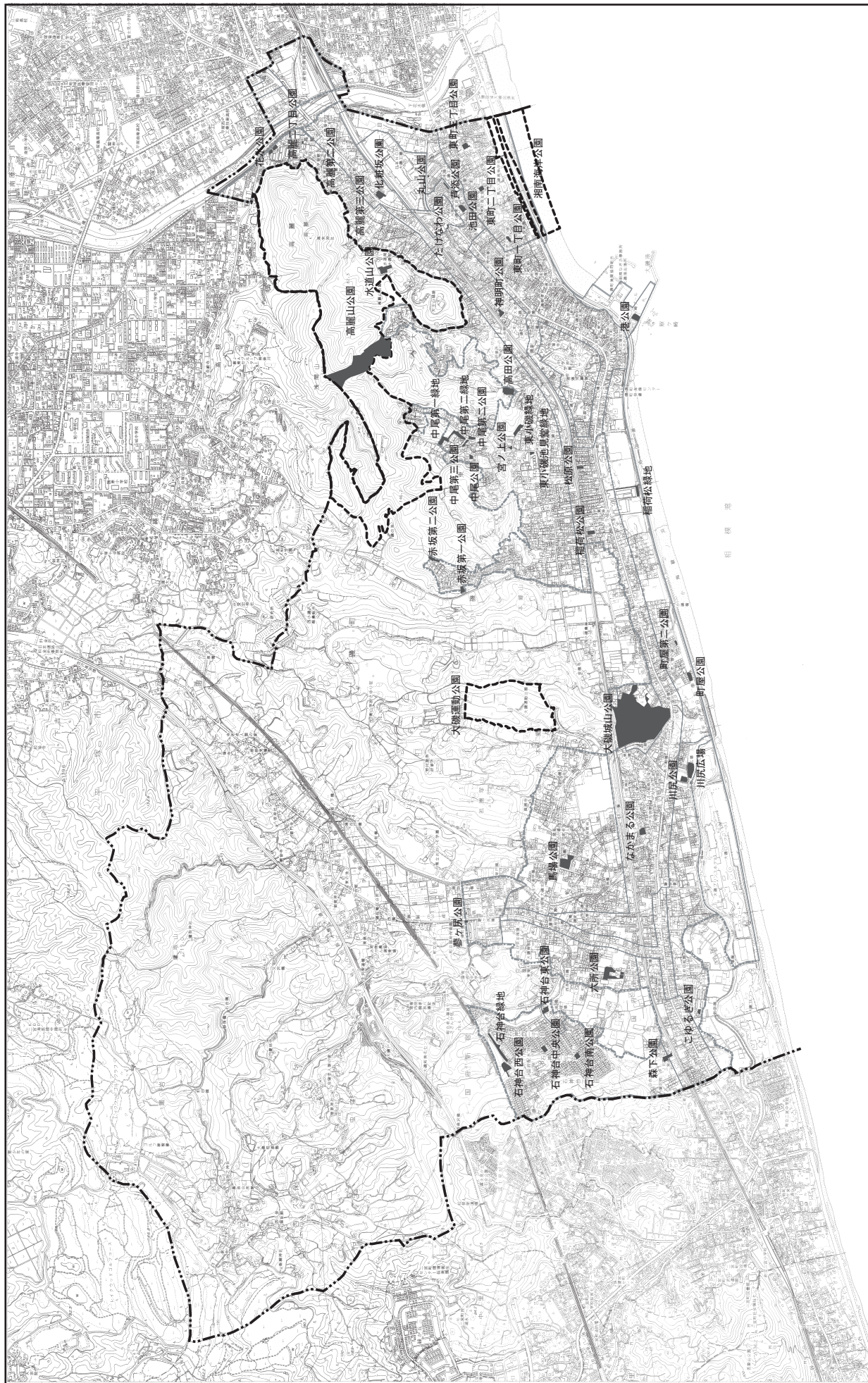
種別	市街化区域		都市計画区域		
	箇所数	面積	箇所数	面積	㎡/人
街区公園	36	3.85	38	4.31	1.33
近隣公園	0	0.00	0	0.00	0.00
地区公園	0	0.00	0	0.00	0.00
住区基幹公園	36	3.85	38	4.31	1.33
総合公園	0	0.00	0	0.00	0.00
運動公園	0	0.00	0	0.00	0.00
都市基幹公園	0	0.00	0	0.00	0.00
特殊公園	1	7.00	2	10.70	3.31
都市緑地	6	0.94	6	0.94	0.29
都市公園合計	43	11.79	46	15.95	4.94
人口(万人)	2.87		3.23		

*平成14年度末には、運動公園が一部供用(0.9ha)、都市緑地としてこゆるぎ緑地が開設(0.04ha)



緑地現況図

区 分		表示	備考
施設	都市公園		都市計画区域
緑地	公共施設緑地		
	民間施設緑地		
地域別	法に		緑地保全地区
緑地	よる		その用途によるもの
	協定によるもの		
	条例等によるもの		



都市公園の位置図

都市公園 整備済み

都市公園 未整備

0 0.2 0.5
KM

GRID NORTH

5. 水（海と川）と緑（まちと山）の特性と課題

ここでは、概観した水と緑の現状を踏まえて、大磯の特色を活かしながら、緑がもつ地球や地域にやさしい「環境保全」、暮らす人々に憩いと安らぎを与える「レクリエーション」、安全と安心を与える「防災」、地域固有の「景観構成」の4つの機能と大磯が蓄積し、継承してきた歴史、まちの移り変わりなどの「緑とまちの変遷の特性」から、本町の水と緑の特性と課題をまとめます。

■緑地の機能と内容

緑地の機能	内 容
環境保全	都市の特色となる緑と水辺の骨格を形成し、身近な生活環境や貴重な自然環境を保全するとともに、自然との触れ合いによる人間形成に資する緑地の機能
レクリエーション	都市の資源を活かし、多様なレクリエーションへのニーズに対応し、日常・週末などのレクリエーション活動に資する緑地の機能
防災	災害の防止、災害時における避難路、避難場所として、あるいは都市公害の緩和に資する緑地の機能
景観構成	特色ある自然景観、歴史・文化的景観など都市が育んできた景観要素を活かし、都市に暮らす人々のアイデンティティとなる、良好な都市景観の形成に資する緑地

【アイデンティティ】

自己同一性（自分の正体、自分という存在の自己証明）という心理学から派生した言葉で、自己証明、個性、独自性などの意味で使用される。

(1) 都市環境の特性と改善のための課題（環境保全機能）

現在、温暖化、二酸化炭素の排出など地球環境に対する様々な影響が問題となっています。都市環境負荷を低減し、良好で本町の特色となる水と緑の環境を保全することが必要です。この課題を図上に示した「環境保全機能図」を次頁に掲示します。

【都市環境負荷】
ヒートアイランド現象、交通需要の増大による二酸化炭素などの滞留、大気汚染の滞留、エネルギー需要の拡大などの都市環境に与える影響

【ヒートアイランド】
都市活動により生じる気温の上昇現象。気温の等高線を描くと、都市の中心部が熱の島のように捉えられることから呼ばれている。

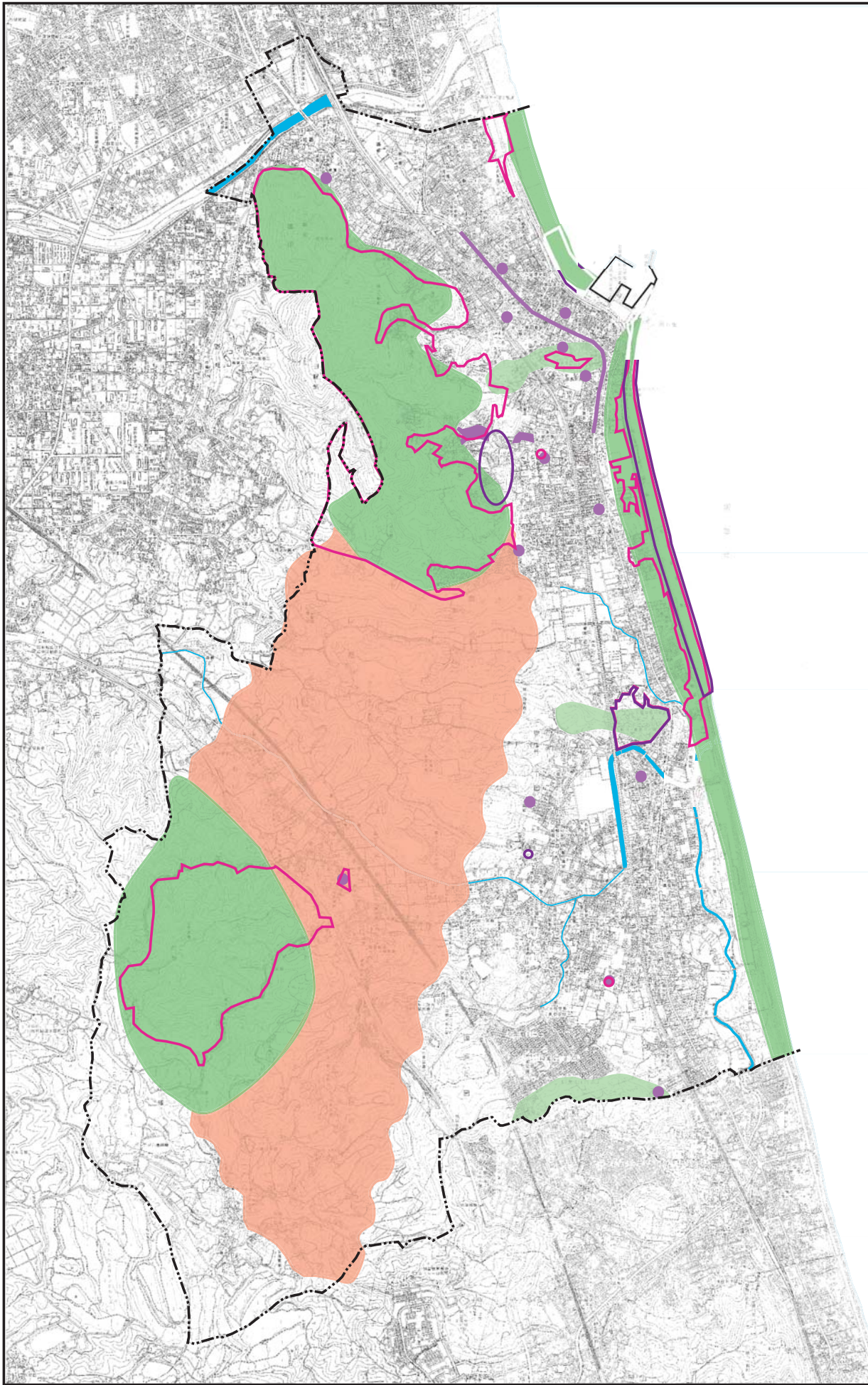
- ・北の丘陵地、南の海の水辺と緑（松林）、これを繋げる丘陵から海へと結ぶ緑が本町の水と緑の骨格であり、環境負荷の低減の効果なども含めた保全
- ・良好な緑として、高麗山（自然林）と鷹取山とのまとまった樹林帯の保全
- ・市街地の身近な公園、城山公園、寺社林など、大磯駅の南北の丘陵の斜面緑地、北西部の田園地域の里山的な環境など、市街地とそれに隣接する貴重な緑の保全
- ・旧東海道の松並木、旧吉田邸、神揃山などは、歴史・文化的な資源と一体となった緑としての保全
- ・まちの中を流れる河川や池などは、貴重な水辺としての保全
- ・丘陵地や市街地の緑、海岸の緑地、野生生物の生息地である河川などの水辺は環境の維持

(2) レクリエーションの特性と場の提供のための課題（レクリエーション機能）

少子化や高齢化の進行並びに余暇やレクリエーションの多様化など、町に暮らす人々の状況やニーズに合わせた公園緑地の整備が必要です。身近な公園や寺社などが数多くありますが、コミュニティ単位で活用する公園や運動などに利用する公園がありません。これらを含めた公園緑地の整備とネットワークの形成が課題となっています。この課題を示した「レクリエーション機能図」をP15、「都市公園の誘致圏図」をP16に提示します。

【コミュニティ】
一定の地域に居住して、共に同じ社会に属しているという感情を持つ人々の集団。地域社会。

- ・北部の丘陵地や山間地は、豊かな緑の環境が残されており、これを保全するとともに環境と調和した自然とのふれあいや体験の場づくり
- ・丘陵地と市街地に挟まれた田園地域は、ハイキングや散策などのコースとなり、市街地に接する緑とオープンスペースとして保全するとともに、町民のレクリエーション場として検討
- ・身近な憩いやレクリエーションの場として、市街地内の公園緑地の整備を図るとともに、公共施設緑地や民間施設緑地の活用の検討
- ・社会経済情勢や町民の多様なレクリエーションニーズに対応した広域的な公園緑地の整備と交流環境の創造
- ・道路、歩行者道路、自転車道、海辺や河川などを活用した水と緑のネットワークの形成
- ・市街地における都市公園の誘致圏からはずれた公園サービス対象区域における公園緑地整備の推進

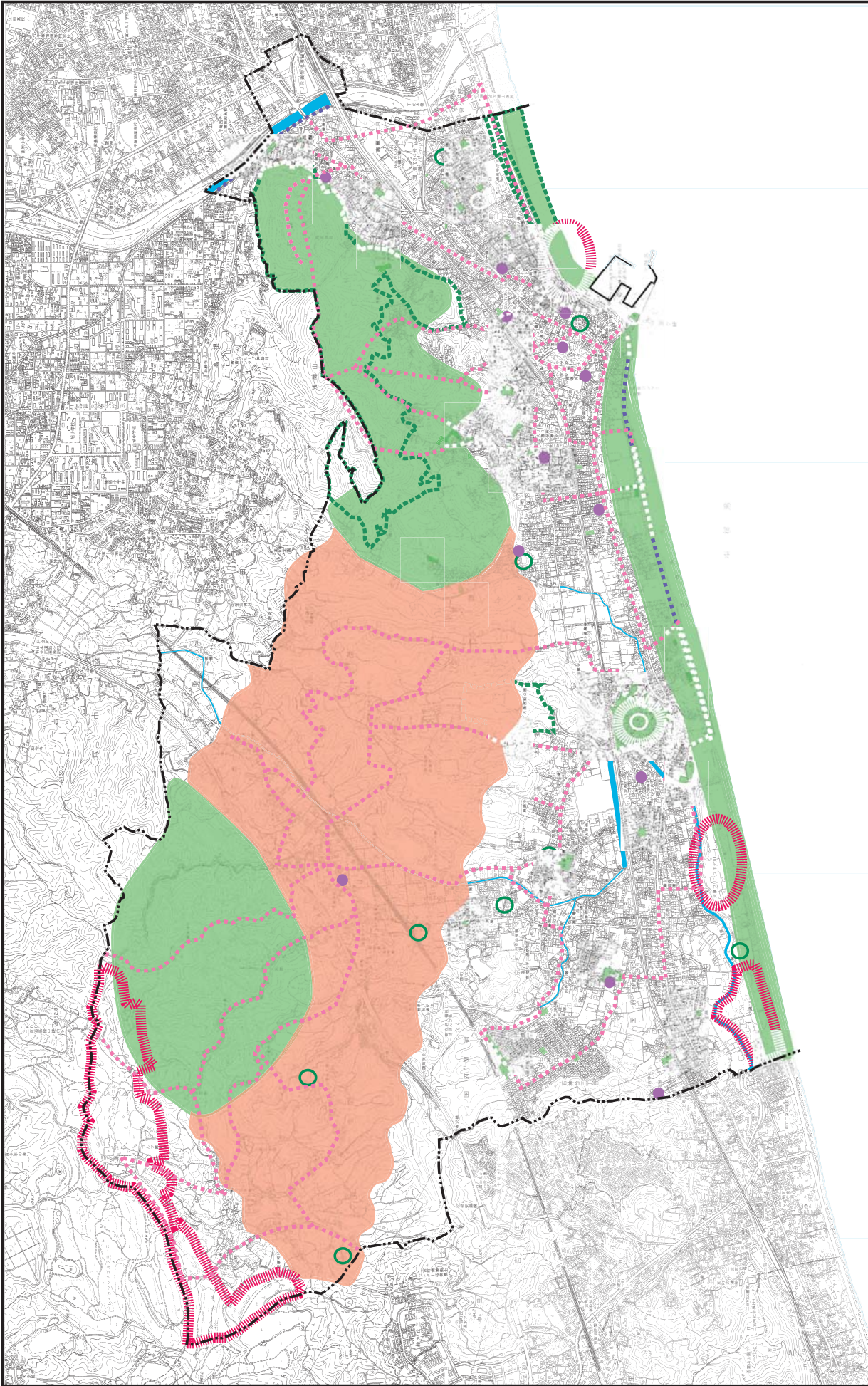


環境保全機能図

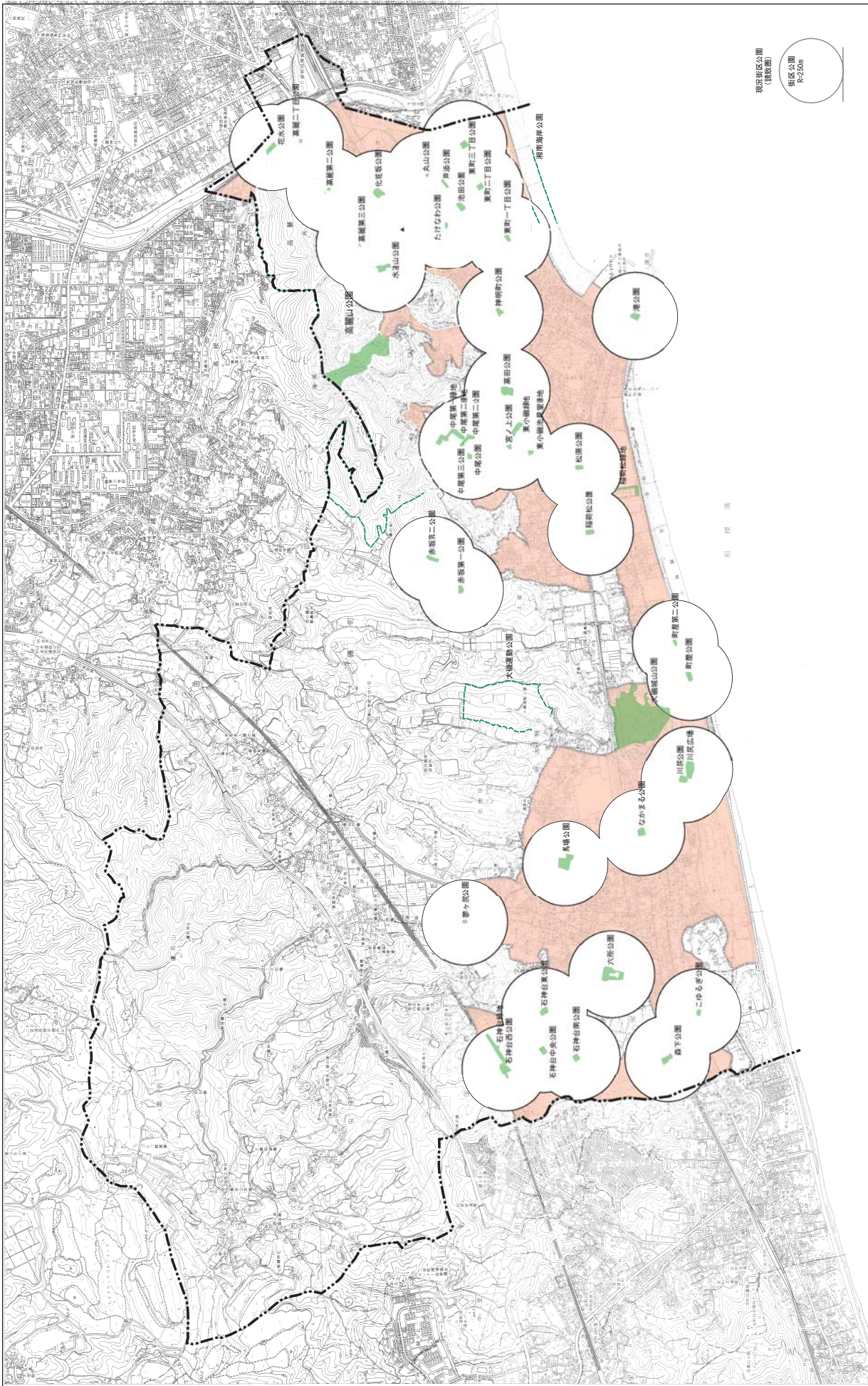
GRID NORTH

<p>● 緑色の単格となる緑地 (高麗山と鷹取山の樹林帯、海岸と海岸の松林)</p> <p>● 丘陵と海岸をつなぐ緑地 (大磯駅前、城山、二宮町境周辺の樹林)</p> <p>● 高麗山、鷹取山と連なる田園地域の緑地 (田園地域の農地と樹林)</p>	<p>○ 優れた自然環境を有する緑地</p> <p>○ 優れた歴史風土を有する緑地</p> <p>○ 快適な生活環境を支える身近な緑地 (都市公園、寺社境内地)</p>	<p>□ 海面</p> <p>□ 河川</p>
--	--	-------------------------

0 0.2 0.5
KM



レクリエーション機能図		 GRID NORTH	 0 0.2 0.5 KM
 野外レクリエーションの拠点となる緑地 (高麗山と鷹取山の樹林帯、海岸と海岸の松林)	 レクリエーション施設		
 ハイキングコースとなっている田園地域の緑地 (田園地域の崖地と樹林)	 ハイキングコース	 サイクリングコース	 河川
 広域レクリエーション拠点	 都市公園	 レクリエーション施設	 ハイキングコース
	 社境内地	 サイクリングコース	



都市公園の誘致圏図

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

都市公園 整備済み

都市公園 未整備

公園サービス対象区域

GRID NORTH

0 0.2 0.5

KM

(3) 災害の防止と避難の確保のための課題 (防災機能)

近年の都市災害の発生は、災害に強いまちづくりが必要であることを私たちに強く印象づけました。水と緑はこれらの災害を防ぐとともに、災害時の安全な避難の確保や避難地としての役割も担っています。災害の防止と避難の確保のための水と緑の配置が課題となっています。これらの課題を示した「防災機能図」をP18に提示します。

- ・自然災害を防ぐ緑として、丘陵地、山間地の緑、市街地に隣接する斜面緑地、海辺の緑などの保全
- ・水害の抑止としての河川と池、農用地の保全
- ・市街地内の公園緑地、公共・民間施設緑地、農地などは災害時の延焼防止や安全な避難のために極力保全
- ・地域防災計画と連携した水と緑のネットワークの形成による避難路や公園緑地の整備による避難地の確保
- ・まちの中を流れる河川や池などは、貴重な水辺として保全を図る。

(4) 景観の特性と風景の創造のための課題 (景観構成機能)

北部の丘陵地や山間地、これと市街地に挟まれた田園地域、市街地、海辺と特色のある景観構造が形づくられています。また、市街地内には旧東海道、寺社、旧吉田邸などの歴史的な資源も数多く残されています。これらの特色ある景観資源を保全するとともに、再生、創造することにより、将来の大磯の原風景となる景観を生み出すことが課題となっています。これらの課題を示した「景観構成機能図」をP19に提示します。

- ・北部の丘陵、山地の自然景観の保全、景観の枠組みとなる尾根線、スカイラインの保全
- ・田園地域の農地と調和した自然景観の保全
- ・海岸線と松林などの自然景観の保全
- ・河川や池などの水辺の景観の保全
- ・市街地の旧東海道の松並木、寺社、旧吉田邸などの歴史・文化的な景観の保全
- ・山地や、丘陵地、海辺などの特色ある景観を眺望できる場づくり
- ・ランドマークとなる自然景観、道や橋などの構造物、建築などの保全とデザイン化

【原風景】

心に浮かぶ風景で原体験を思い起こさせるイメージ。

【スカイライン】

山や建物などの空を画する輪郭。地平線など。

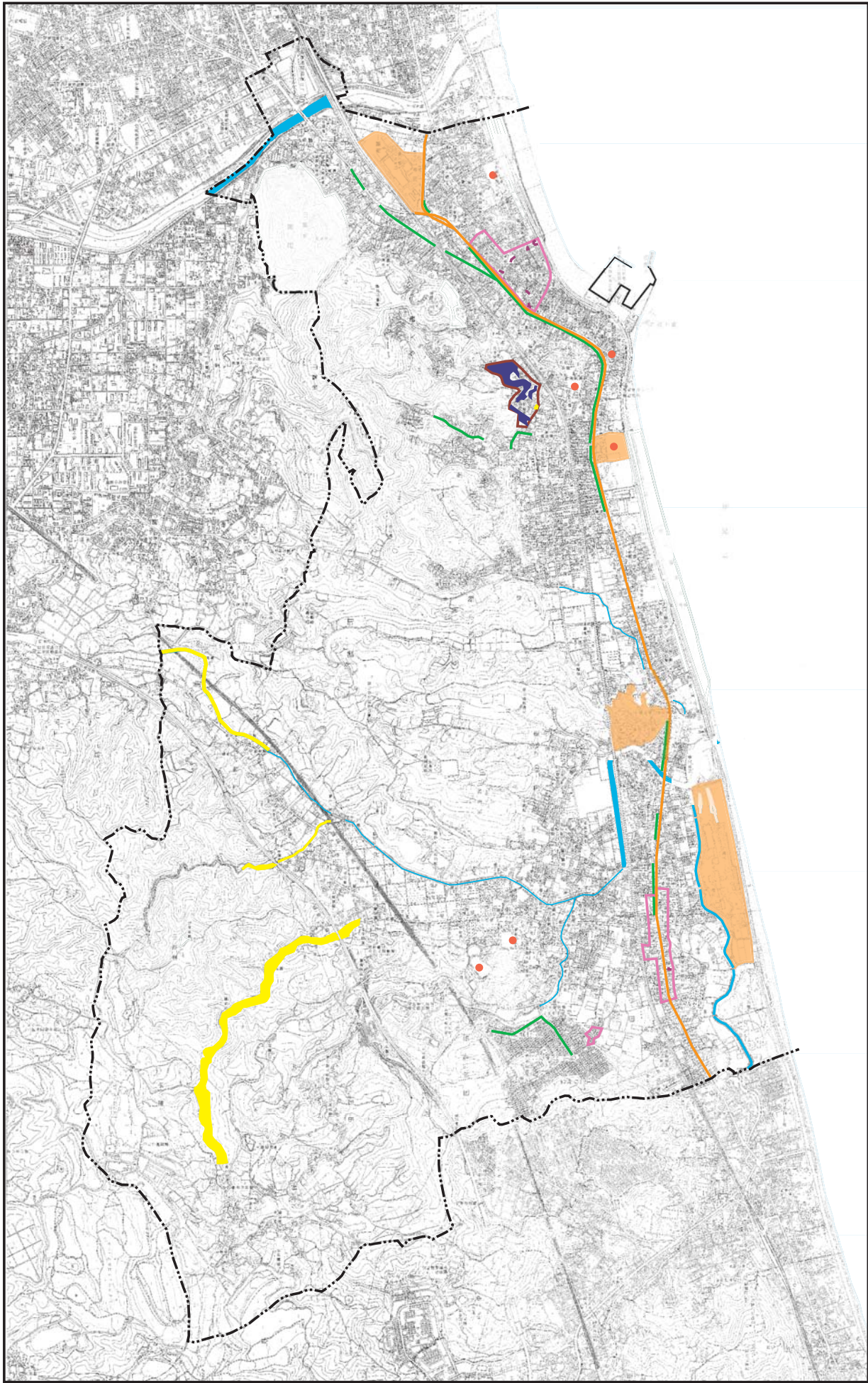
【ランド・マーク】

都市や地域の中にあつて、視覚的な目印となる対象。超高層ビルや山、あるいは特徴的な坂など。

(5) 緑とまちの変遷の特性と課題

緑とまちの変遷(大正12年～平成10年)から緑の保全と創出のための課題を探ります。これらの課題を示した「緑とまちの変遷の特性図」をP20に提示します。

- ・北の丘陵地、山間地におけるゴルフ場開発や集落地の拡大、関連施設(農業、公共施設等)などの整備による緑の自然環境の減少、良好な自然環境を守る方法が必要
- ・丘陵地から田園地域の境の緑は、水田や畑が緑地になったものもあり緑が増加、土地利用転換による緑化の可能性
- ・町の西側は住宅開発などにより丘陵地の緑が侵食されている、貴重な緑は保全、特色のある緑を残した開発
- ・町の東側は、旧市街地が徐々に丘陵地や海岸部へと進行、緑が侵食されている、貴重な緑は保全、特色のある緑を残した開発
- ・海岸部に残されている連続した島状の緑地(松林等)の保全と再生
- ・海岸線は、西側で侵食され、東側で堆積している、大磯港の再整備、海岸の特色を活かした保全と再生、自然環境と調和した活用



防災機能図

GRID NORTH

人為災害防止に資する緑地
(・騒音、振動、大気汚染の防止緩和 ・都市火災の延焼防止)

	河川
	街路樹整備済道路
	延焼危険地区内の現存緑地

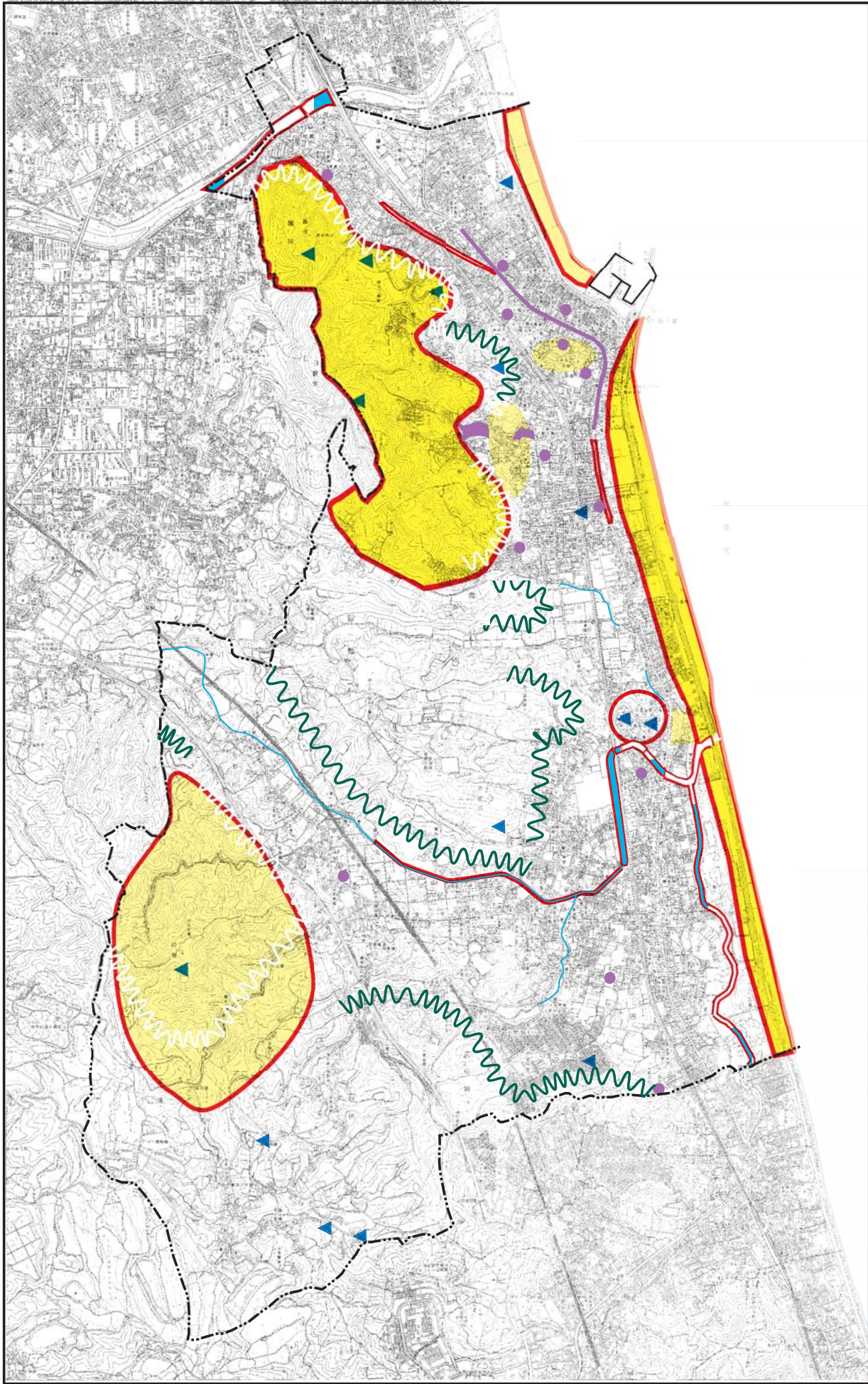
避難体系

	広域避難場所
	指定避難場所
	避難路

自然災害防止に資する緑地

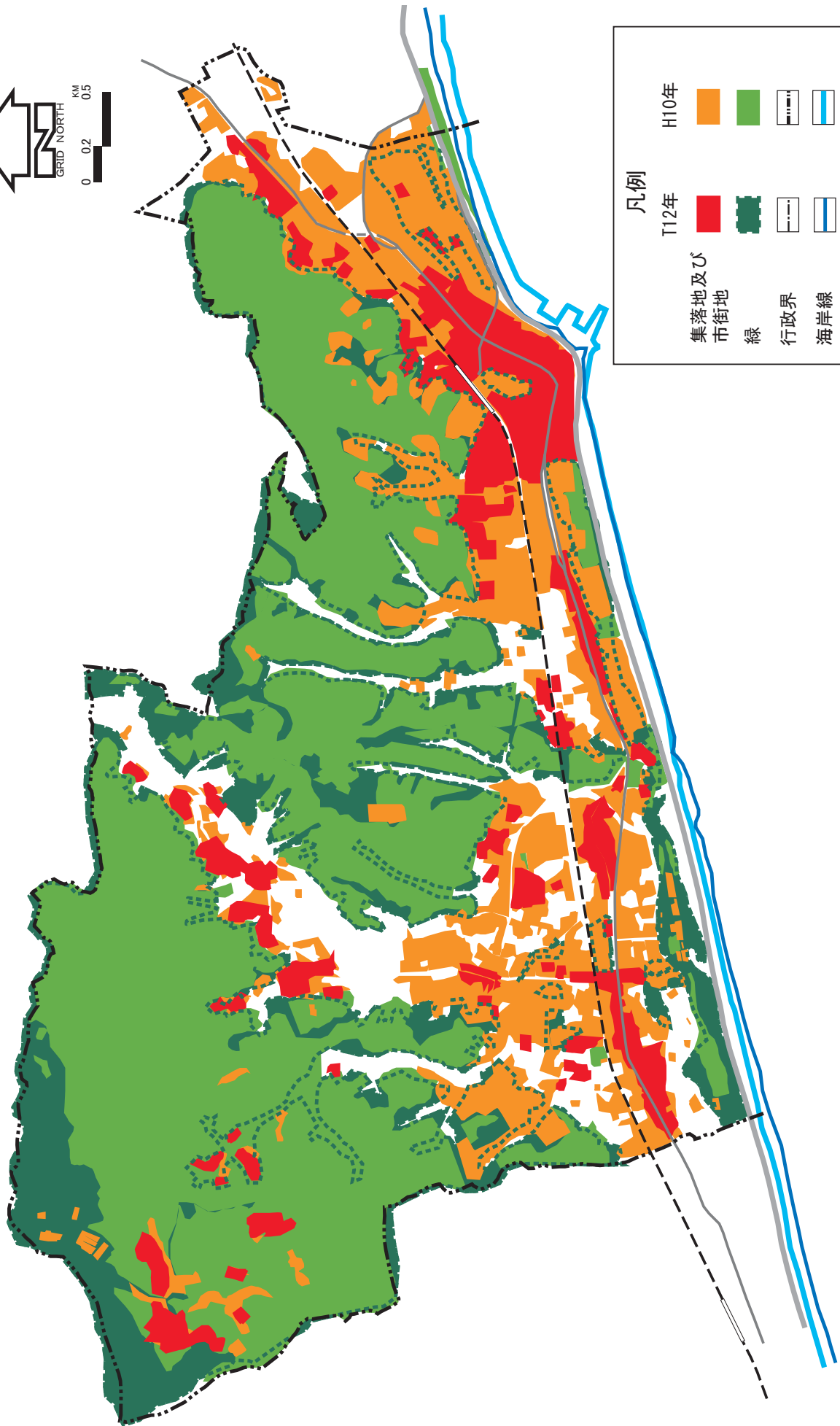
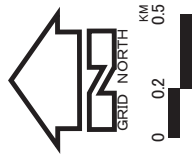
	急傾斜地崩壊危険区域の緑地
	砂防指定地
	保安林

0 0.2 0.5 KM



景観構成機能図

<p>○ 都市を代表する郷土景観 (高麗山と鷹取山の樹林帯、海岸と海辺の松林、旧東海道の松並木、城山公園、金目川、不動川、菊川)</p> <p>〰 市街地周辺の斜面緑地</p> <p>● 地区を代表する郷土景観 (寺社境内地、街路樹、緑地協定地区)</p>	<p>▲ 優れた景観の眺望点 (高麗山、湘南平、鷹取山、城山公園等)</p> <p>■ ランドマークとなる場所 (高麗山、鷹取山、旧吉田邸、大磯駅前樹林等)</p> <p>□ 海面</p>	<p>GRID NORTH</p> <p style="text-align: right;">KM 0 0.2 0.5</p>
--	--	--



凡例	
H10年	
T12年	
集落地及び市街地	
緑	
行政界	
海岸線	
鉄道	
道路	

緑とまちの変遷の特性図

Ⅱ．計画の基本理念と基本方針

1. 基本理念

本町は、「大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言 * 平成 12 年 10 月」で大磯に対して思い描くイメージについて「海を南に、緑深き山々に抱かれた地」と言われているように、海岸部の水辺や金目川、不動川、葛川などの河川、北部の山地や丘陵地の緑、海と山に挟まれたまちにより形づくられています。山地や丘陵地の緑は豊かな水を蓄え、大気を浄化し、そこから流れ出る河川は、流域に水を供給し、様々な動植物を育むとともに、人々に安らぎと楽しみを与えてくれます。また、海岸や河川の水辺、丘陵地の緑と数多く点在する神社仏閣などの資源は、大磯に暮らす人々が醸成してきた自然や歴史、文化と一体となった緑と水辺の空間を見せてくれます。

本計画は、これらの貴重で豊かな水辺と緑の環境を守り、継承するとともに、将来に向け、『人と自然が共生し、豊かな山の緑と海の恵みを受け、快適な暮らしを営める、水と緑づくり』を行うことを基本理念とします。

基本理念の実現により、人は季節の移り変わりや自然を身近に感じ、生活は潤いと安らぎで満たされ、まちには人と水辺と緑の多様な交流環境が誕生します。

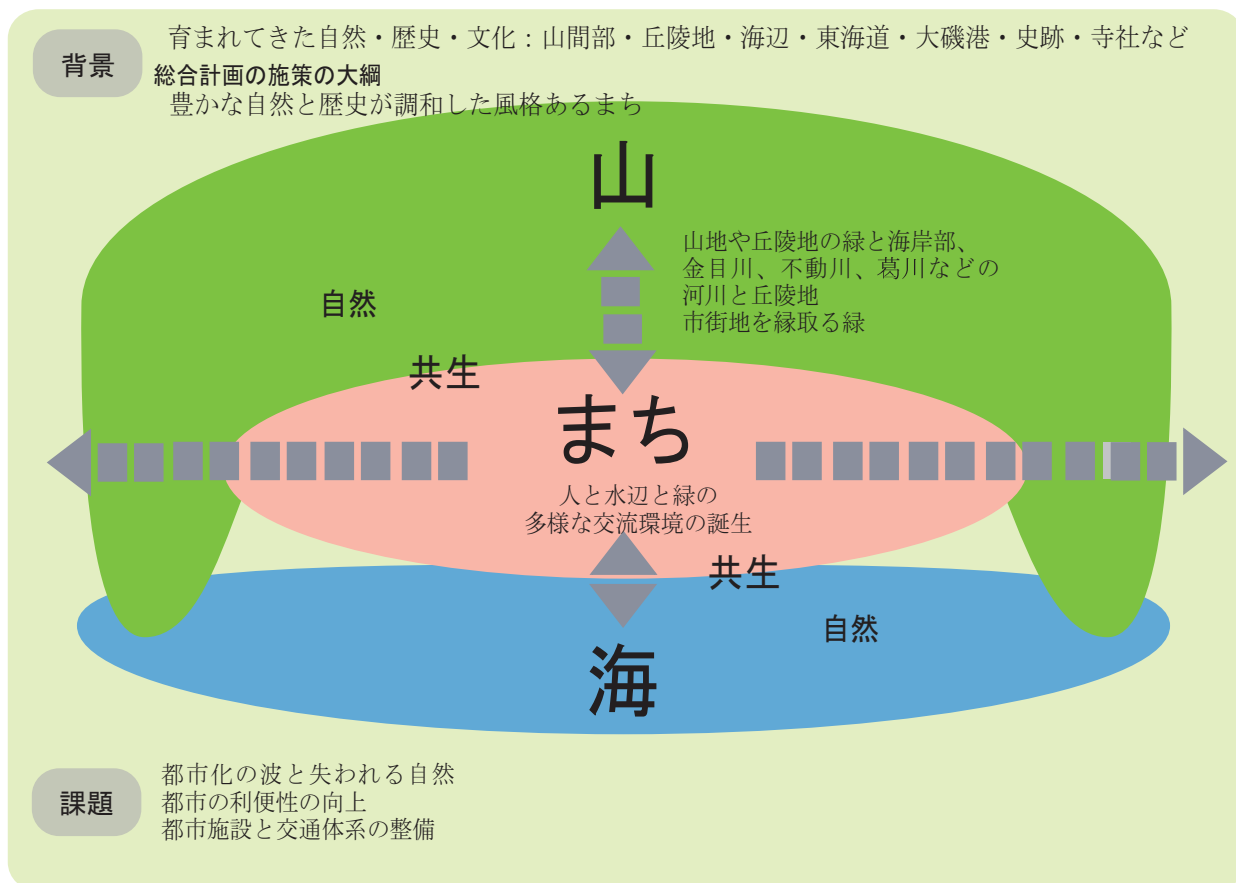
* 大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言

平成 12 年 10 月に公募による町民や学識経験者により結成された「自然環境保全と緑化推進検討チーム」によりまとめられた。現状における問題点を踏まえ、緑地の保全箇所として「大磯の顔となる緑地」、「質及び量としての緑」、「緑地の保全・推進のための手法」、「緑の基本計画策定に向けて」を検討している。

基本理念

人と自然が共生し、豊かな山の緑と海の恵みを受け、快適な暮らしを営める、水と緑づくり

■基本理念のイメージ



2. 緑の将来像

大磯の水（海と川）と緑（まちと山）の特性と課題をベースに、総合計画のまちづくりの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」と本計画の基本理念である『人と自然が共生し、豊かな山の緑と海の恵みを受け、快適な暮らしを営める、水と緑づくり』を将来の方向性として、次の緑の将来像を設定し、P23に「緑の将来像図」を提示します。

緑の将来像

広がる海と緑豊かな山が語り合うまち 大磯

緑の将来像を実現する視点

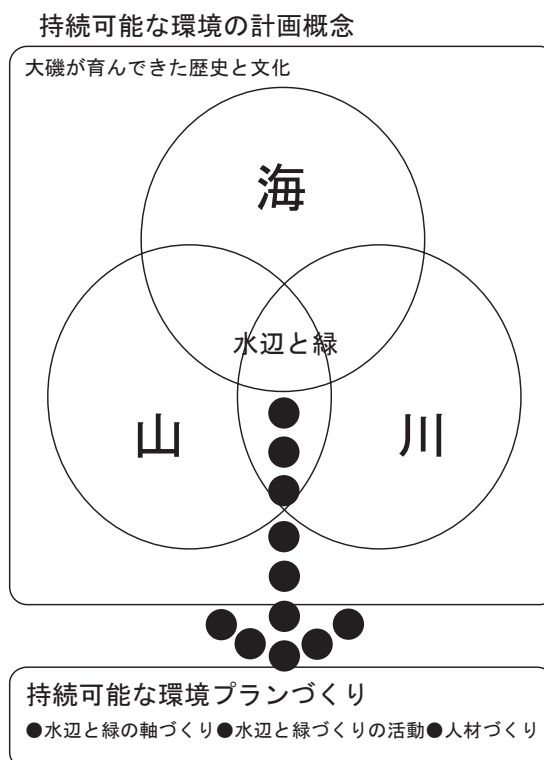
持続可能な環境づくりを緑の将来像を実現する視点と考えます。

都市化の進展、自動車利用の増加による排気ガス、二酸化炭素の発生、木材利用による森林伐採の拡大などにより、温暖化の進行や異常気象の発生など地球環境に対する負荷が高まってくることが予想されています。大磯はそのような中でも、海と山の水と緑が残され、市街地にも歴史と文化を感じさせる緑の環境が継承されています。この大磯独自の“水辺と緑を守り、育て、創りあげていくこと”、そして行政がこれを支援し、地域の特色を活かしつつ緑に関わる施策を総合的、体系的に実践していくことが求められています。本計画は概ね20年後の将来計画を立案することを目的としていますが、“緑と水辺を守り、育て、創りあげていくこと”のためには、持続可能な環境づくりが必要となります。

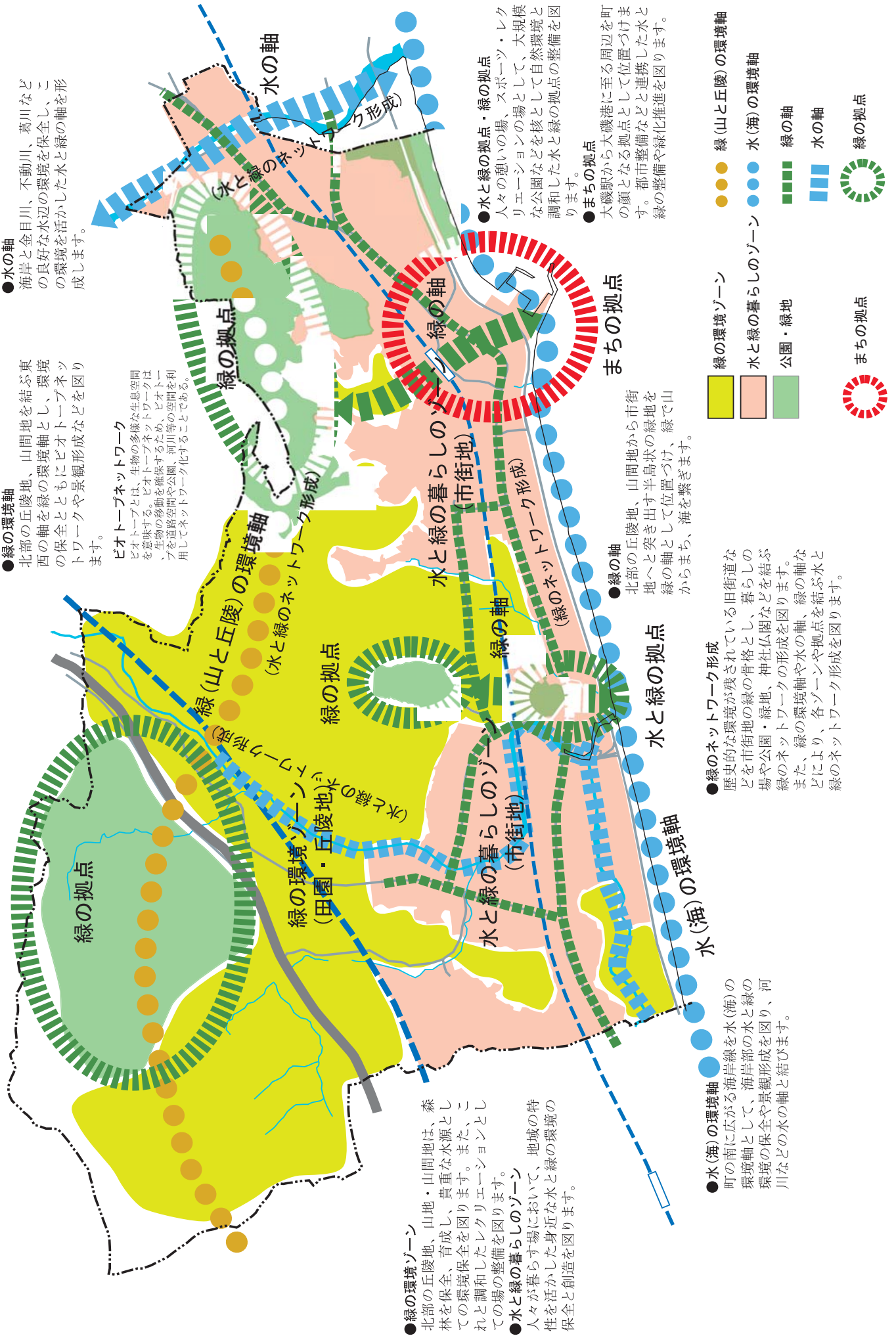
持続可能な環境づくり

水辺と緑の施策や大磯の特色を形づくり、持続可能な環境づくりとして考えられる計画づくりの枠組みは次のように考えられます。

- ・水辺と緑の軸づくり
- ・水辺と緑づくりの活動
- ・人材づくり



緑の将来像



●水の軸
海岸と金目川、不動川、葛川などの良好な水辺の環境を保全し、この環境を活かした水と緑の軸を形成します。

●緑の環境軸
北部の丘陵地、山間地を結ぶ東西の軸を緑の環境軸とし、環境の保全とともにバイオトープネットワークや景観形成などを図ります。

バイオトープネットワークとは、生物の多様な生息空間を意味する。バイオトープネットワークは生物の移動を確保するため、バイオトープを道路空間や公園、河川等の空間を利用してネットワーク化することである。

●緑の環境ゾーン
北部の丘陵地、山地・山間地は、森林を保全、育成し、貴重な水源としての環境保全を図ります。また、これと調和したレクリエーションとしての場の整備を図ります。

●水と緑の暮らしのゾーン
人々が暮らし場において、地域の特性を活かした身近な水と緑の環境の保全と創造を図ります。

●水と緑の拠点・緑の拠点
人々の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として、大規模な公園などを核として自然環境と調和した水と緑の拠点の整備を図ります。

●まちの拠点
大磯駅から大磯港に至る周辺を町の顔となる拠点として位置づけます。都市整備などと連携した水と緑の整備や緑化推進を図ります。

●緑の軸
北部の丘陵地、山間地から市街地へと突き出す半島状の緑地を緑の軸として位置づけ、緑で山からまち、海を繋ぎます。

●緑のネットワーク形成
歴史的な環境が残されている旧街道などを市街地の緑の骨格とし、暮らしの場や公園・緑地、神社仏閣などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。また、緑の環境軸や水の軸、緑の軸などにより、各ゾーンや拠点を結ぶ水と緑のネットワーク形成を図ります。

●水(海)の環境軸
町の南に広がる海岸線を水(海)の環境軸として、海岸部の水と緑の環境の保全や景観形成を図り、河川などの水の軸と結びます。

- 緑の環境ゾーン
- 水と緑の暮らしのゾーン
- 公園・緑地
- 緑の軸
- 水の軸
- 緑の拠点
- 緑の環境軸
- 水(海)の環境軸
- 緑の軸
- 水の軸
- 緑の拠点
- まちの拠点

3. 計画の基本方針

ここでは、「水と緑の現状と課題」、「現地調査」、「環境に関するアンケート調査」、「緑の基本計画策定に向けての提言」などの把握を踏まえて、「計画の基本理念」と「緑の将来像」を背景として、計画の実現を図るために、「地球環境」、「まちの活性化」、「暮らしの場」、「やさしい都市環境」、「人と人・地域」の5つの視点から分析し、次に掲げる5つの「計画の基本方針」を導き出しました。

これに基づき、緑地の配置計画や水辺に係る施策の展開を図っていきます。

【基本方針の設定の見方】

表の左の縦軸の項目には、「水と緑の現状と課題」、「現地調査」、「環境に関するアンケート調査」、「緑の基本計画策定に向けての提言」で把握された内容を、上部の横軸には「地球環境」、「まちの活性化」、「暮らしの場」、「やさしい都市環境」、「人と人・地域」の5つの計画の視点を配し、交わる軸において、結びつきがあるものに●印をつけた。この印の互いに関係のあるものを色で囲み、これをまとめる言葉を「計画の基本方針」として5つ導き出した。

■基本方針の設定

○課題	○計画の視点					○計画の基本方針
	地球環境	まちの活性化	暮らしの場	やさしい都市環境	人と人・地域	
課題1 水と緑の現状から 緑と水辺の環境づくりから魅力ある都市を創る 高齢化や少子化に対応した緑と水辺の空間づくり 市街地における緑と水辺の空間の保全と再生、創造 水辺の保全と復権 自然環境に合った緑と水辺づくり 市街地の緑と水辺の確保 市街地における緑と水辺の整備 緑と水辺の保全 課題2 現地調査から 暮らし人々の自主的な緑化への支援 公園緑地の管理への協力 身近な場所における緑化の検討 課題3 環境に関するアンケート調査 高麗山や鷹取山など緑が豊かなまち 温暖な気候に恵まれたまち 高麗山や鷹取山、こゆるぎの浜などの保全 環境にやさしい生活を心がけている 開発に対する抑制策の充実 学校教育、市民団体活動の充実 課題4 水と緑の特性と課題から 環境保全機能 レクリエーション機能 防災機能 景観構成機能 課題5 「緑の基本計画」策定に向けての提言 緑地の保全箇所 緑地の保全・推進のための手法 「緑の基本計画」策定に向けて	地球温暖化 生態系 循環型社会	波及効果 独自性・個性化	ネットワーク コミュニティの形成 生活環境の向上	「やさしい都市環境」 バリアフリー ユニバーサル リサイクル・省資源 人口の拡大	市民活動の活性化 人材育成 交流人口の拡大	● 強い結びつきがある ○ 結びつきがある 基本方針1 海と山とまちの骨格をつくる 基本方針2 暮らしの中に緑を育む 基本方針3 歴史・文化を繋げる緑を創造する 基本方針4 海と山の交流を形成する 基本方針5 海と山を育てる

基本方針 1

海と山とまちの骨格をつくる

本町の特徴である山地や丘陵地の緑、海岸部の水と緑の環境、河川など豊かな水と緑の環境の保全を図るとともに、町民が身近に利用する公園緑地や憩いと交流の場となる緑の拠点の整備を推進し、これらをネットワークする水と緑の骨格をつくります。

基本方針 2

暮らしの中に緑を育む

本町では、山や川、海などの自然をはじめ、山地や丘陵の斜面の緑、市街地の樹林や松並木、神社仏閣など豊かな緑の環境が育まれてきました。このような豊かな水と緑を守り、育てていくために、身近な暮らしの中に水と緑を育む取り組みを進めていきます。

基本方針 3

歴史・文化を繋げる緑を創造する

東海道、大磯港、数多くの神社仏閣と様々な歴史・文化資産があり、様々な行事が年間を通して催されています。また、新たな運動公園の整備も進められています。本町の特徴ある歴史を継承するとともに、町民の文化・レクリエーション活動を支える水と緑づくりを進めます。

基本方針 4

海と山の交流を形成する

豊かな自然環境を有する高麗山から鷹取山に連なる山地や丘陵地、金目川、不動川、葛川、海岸部などの水辺において、山と海の資源を活かし、人と人、人と海と山の交流を形成します。また、交流を支える拠点の整備や海と山の情報の受発信、人材の育成の仕組みをつくります。

基本方針 5

海と山を育てる

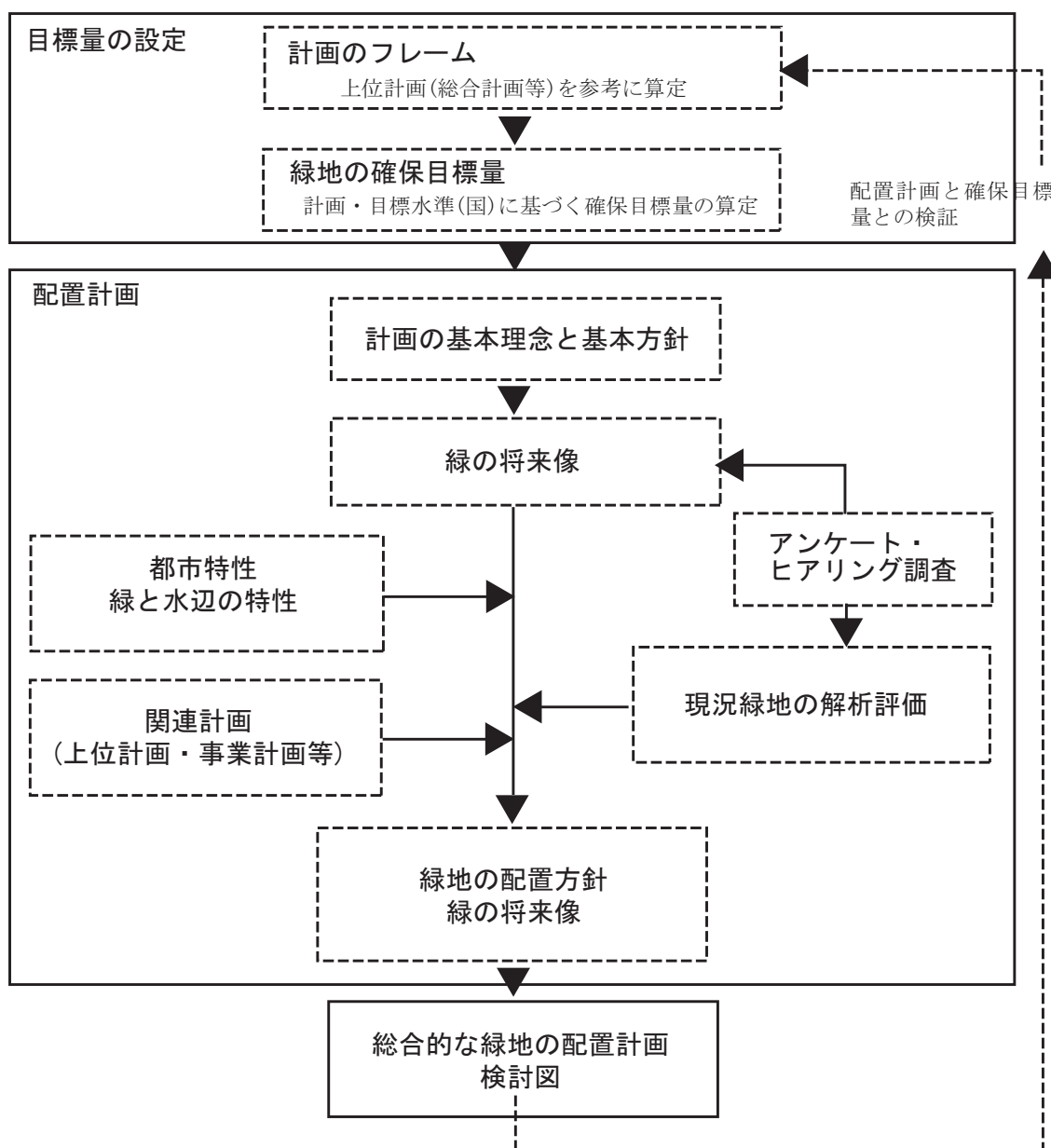
山地や丘陵地の豊かな森林は木材を生産するだけでなく、水を蓄え、大気を浄化するとともに、山崩れや土砂の流出、洪水等の災害を防ぐなど、多様な機能を持っています。市街地に隣接する丘陵地などでは、町民と協働して里山的な山づくりを進めます。また、海や川などの水辺は、水質の浄化や多様な水辺の生物を育むばかりではなく、町民のレクリエーションの場としても重要です。これらの水辺を町民と共に守るとともに、自然環境の再生や環境と調和した活用を図ります。

Ⅲ . 計画の目標量と配置計画

□ “計画の目標量と配置計画” の考え方

“計画の目標量と配置計画”では、上位計画(大磯町第三次総合計画等)などを参考に目標年次(平成32年)の人口を設定します。この設定人口から、「緑地の確保目標水準(国)」、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」、「国の緑地確保目標量及び計画標準」を参考に、本町として目指すべき「計画の目標量」を設定します。これにより各施設緑地の必要量を検討し、「計画の基本理念と基本方針」、「緑の将来像」などの基本的な方向性に沿って、「現況調査(都市特性・緑と水辺の特性・現況緑地の解析評価)」や「関連計画」などに基づき「総合的な緑地の配置計画」を立案します。

■ 目標量の設定と配置計画の考え方



1. 計画のフレーム

計画に関わる人口と市街地の規模について、「大磯町第三次総合計画」と「大磯町都市マスタープラン」、「大磯都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、県の「かながわ新総合計画 21」を参考に（県人口は 2009 年にピーク）、目標年次の平成 32 年に都市計画区域の人口約 3.6 万人、市街地の規模については現状のまま移行するとし、都市計画区域面積約 1,723.0ha と設定します。

■人口フレーム

単位：人

	平成12年	平成22年	平成32年
行政区域	32,259	36,000	36,000
都市計画区域	32,259	36,000	36,000
市街化区域	28,662	31,986	31,986
市街化調整区域	3,597	4,014	4,014

*平成17年の総合計画の目標年次に基づき実勢を積み上げて推計
平成12年の市街化区域、調整区域の割合で振り分ける

■市街地の規模

単位：ha

	平成12年	平成22年	平成32年
行政区域	1,723.0	1,723.0	1,723.0
都市計画区域	1,723.0	1,723.0	1,723.0
市街化区域	548.0	548.0	548.0
市街化調整区域	1,175.0	1,175.0	1,175.0

*町統計資料、平成8年都市計画基礎調査による

2. 緑地の確保目標量

目標年次の平成 32 年（西暦 2020 年）における緑地の確保目標量は、概ね施設緑地と地域制緑地を合わせた緑地の確保目標量を市街地面積（市街化区域 + 隣接する緑地）の約 47%、施設緑地を一人当たり約 52 m² と設定します。その他、公共公益施設や民有地の緑化により緑地の確保を行います。

■緑地の確保目標量

年次	市街地緑地量	市街地に占める割合	市街地面積
現況 平成13年	概ね 162.05 ha	24.52%	661.00 ha
目標年次 平成32年	概ね 361.25 ha	47.28%	764.10 ha

*市街地の面積 = 市街化区域面積 + 海岸保全区域（現況） + 自然環境保全地域（現況） + 風致地区（目標年次）
現況 661.0 = 548.0 + 43.7 + 69.3 目標年次 764.10 = 548.0 + 43.7 + 69.3 + 103.1

*市街地緑地量 = 市街化区域緑地面積 + 海岸保全区域（現況） + 自然環境保全地域（現況） + 風致地区（目標年次）
現況 162.05 = 49.05 + 43.7 + 69.3 目標年次 361.25 = 145.15 + 43.7 + 69.3 + 103.1

■都市公園等による緑地（施設緑地）量

年次	緑地量	一人当たりの緑地量 (m ² /人)	都市計画区域人口
現況 平成13年	概ね 50.93 ha (15.95)	15.77 (4.94)	3.23 万人
目標年次 平成32年	概ね 187.17 ha (133.99)	51.99 (37.22)	3.60 万人

*都市公園等：都市公園と公共施設緑地の合計
*（ ）内は都市公園

[参考]

■緑地の確保目標水準

将来市街地の面積に対して概ね 30% 以上とすることが望ましい。

緑の施策大綱平成 6 年 7 月 旧建設省 現国土交通省

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

住民一人当たり面積を 20 m² 以上とすることが望ましい。
(都市計画区域の市街地内における都市公園の整備目標 10 m² / 人程度)

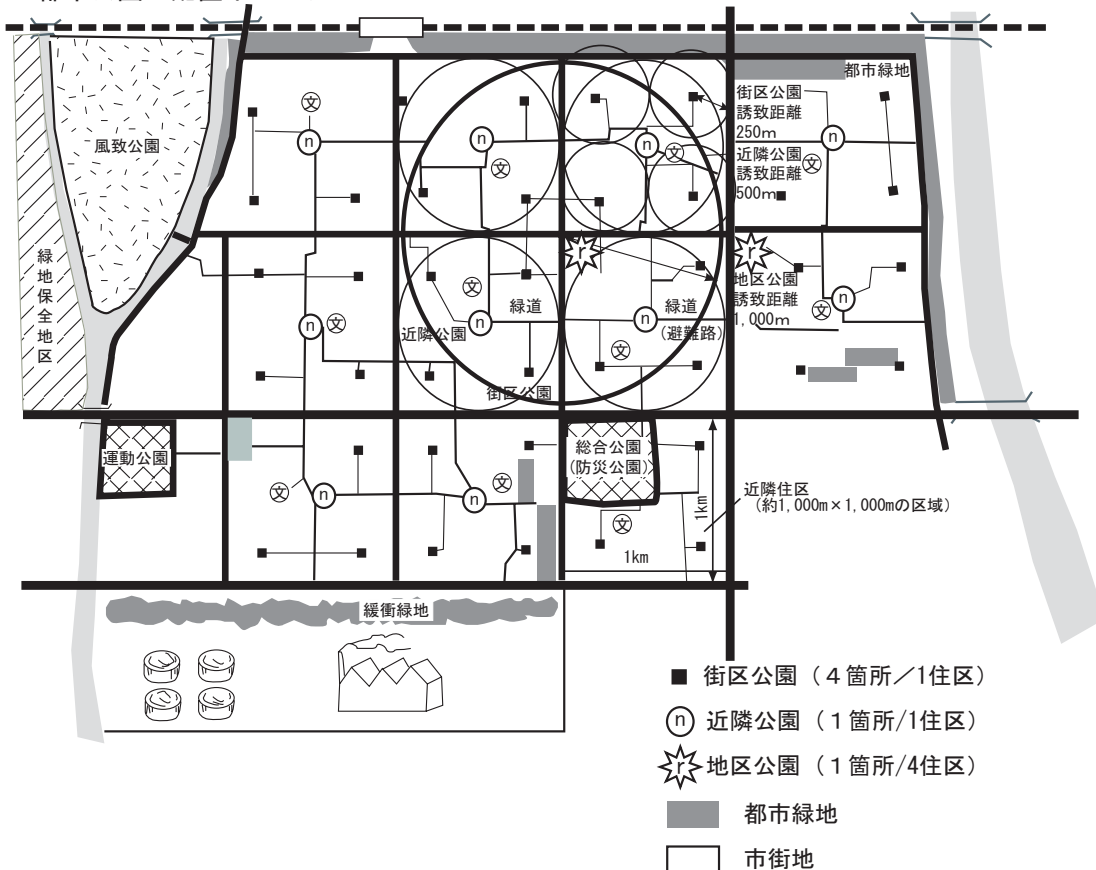
国土建設の基本構想 旧建設省都市局公園緑地課

都市緑化目標については、現状の緑化状況を踏まえつつ、目標年次において、公共公益施設の緑化率（敷地面積に対する緑化の面積の割合）を約 25%、民有地の住宅地で約 20%、商業地で約 5% を達成することを目標とします（「大磯町まちづくり条例施行規則」参考）。

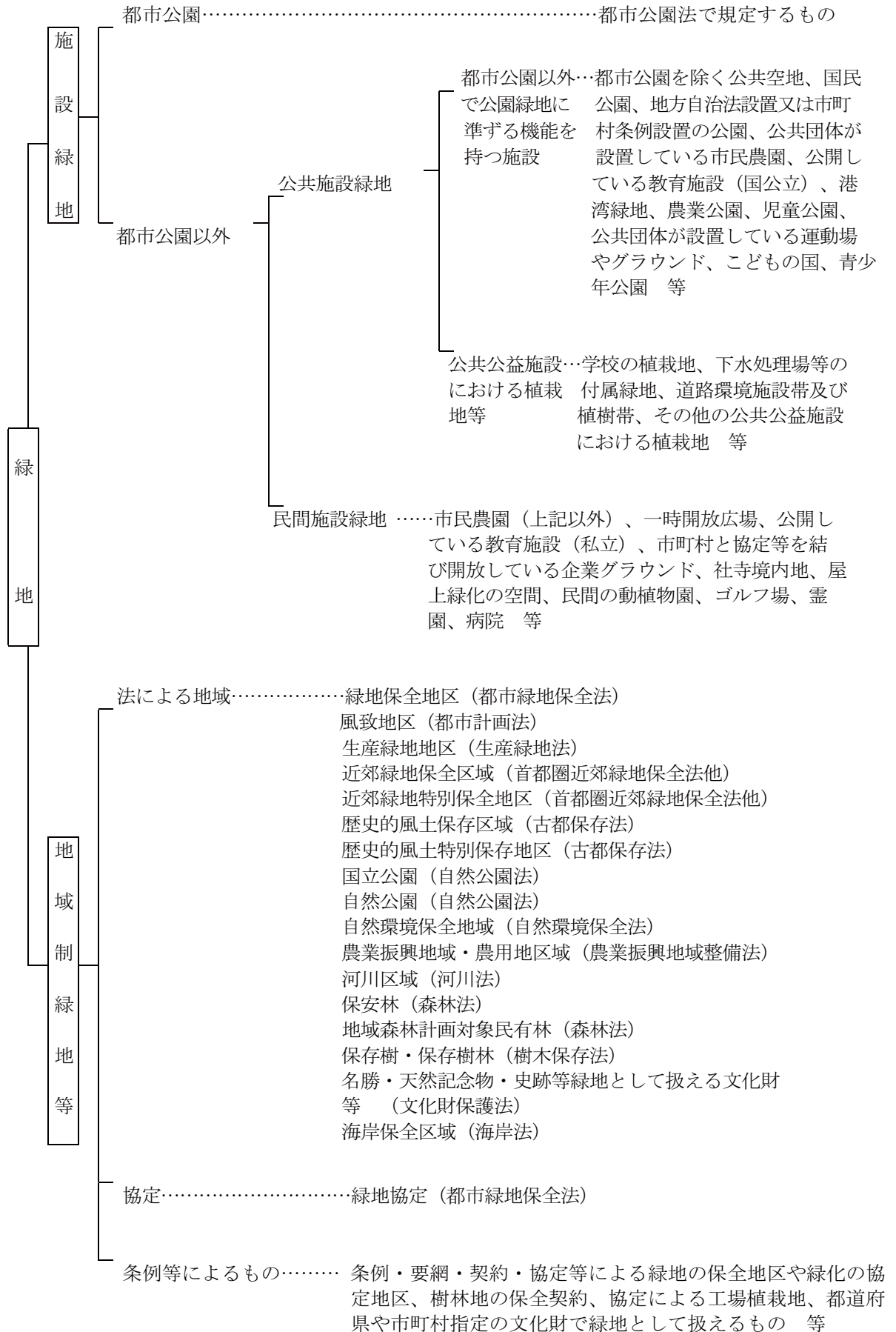
■緑化目標

		緑化目標
都市公園		地域の特性を活かした植栽、緑化を図るとともに自然素材を活かした施設整備を図る。
公共公益施設	幹線道路	都市計画道路やその他の幹線道路において緑化を推進する。地域の特性、道路の役割に合わせた樹種、植栽など特色ある緑化を検討する。
	その他の公共公益施設	地域性や施設の役割などを考慮し、樹種、植栽など緑化計画を検討する。概ね、敷地に対し25%の緑化率を目標とする。
民有地	住宅地	居住者の特性や地域性を考慮し、接道部、庭先などの緑化を推進する。概ね、敷地に対し20%の緑化率を目標とする。
	商業地	地域性などを考慮し、樹種、植栽など緑化計画を検討する。概ね、敷地に対し5%の緑化率を目標とする。

■都市公園の配置イメージ



■緑地の体系



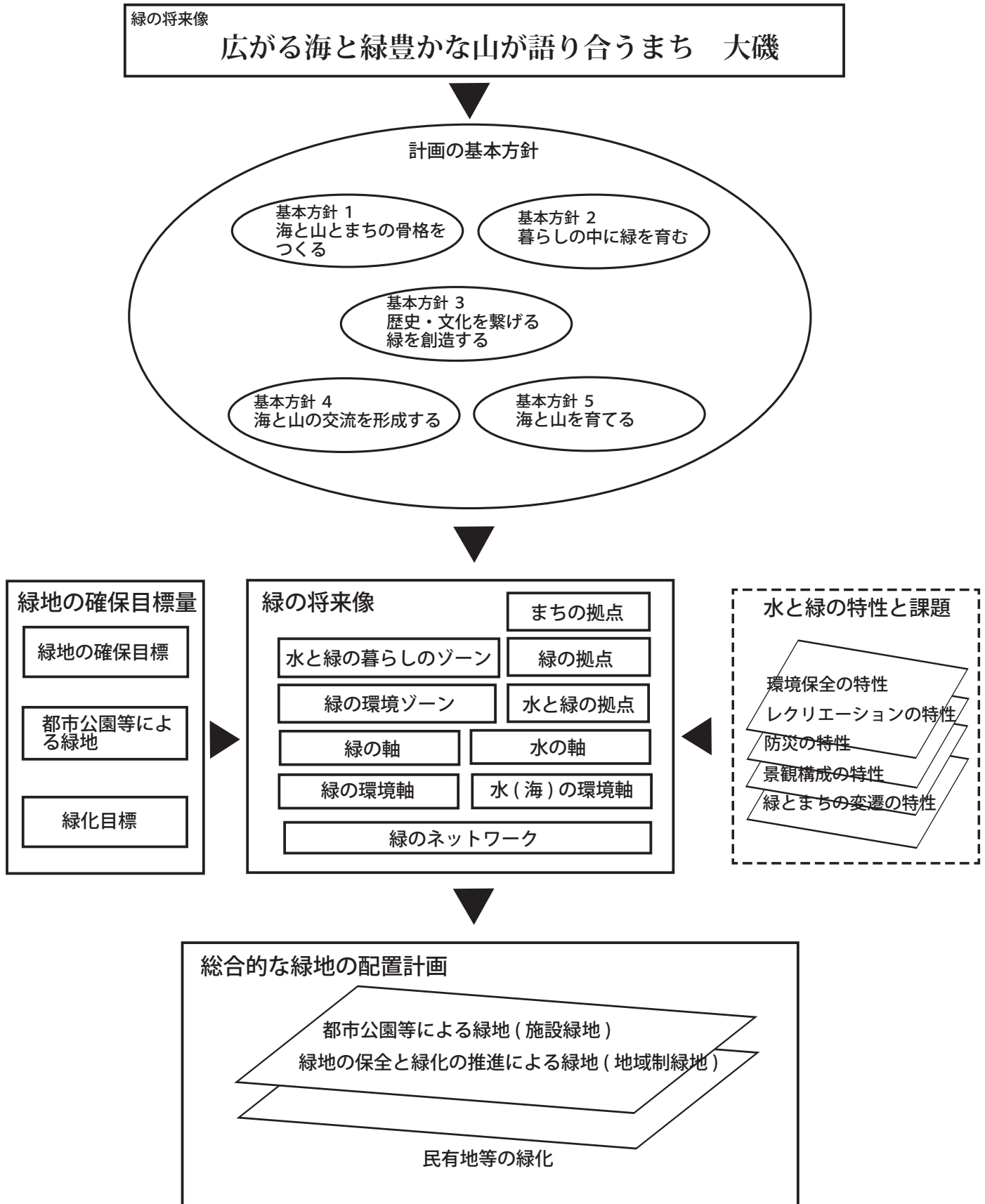
■都市公園等の種類	種類種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位
国土交通省資料

3. 総合的な緑地の配置計画

“基本理念”、“基本方針”、“緑の将来像”に基づき、「大磯の水（海と川）と緑（まちと山）の現状と課題」などをベースとして、緑地の総合的な配置を図ります。

■ 緑地の配置の考え方



緑地配置の考え方に基づき、目標年次(平成32年、西暦2020年)において次のように総合的な緑地の配置を図ります。

(1) 都市公園等による緑地(施設緑地)の配置

○住区基幹公園(街区公園・近隣公園・地区公園)

現在まで街区公園は、38箇所が整備されて、町民の身近な暮らしの憩いの場として機能しています。今後は、利用が不便な地区を中心に、誘致圏に基づいて新たに10箇所を配置します。

近隣公園は現状で未整備で、市街地に利用が不便な地区が広がっています。このことから、市街地の状況や学校区などのコミュニティ、災害時の一次避難場所としての役割などを考慮し、誘致圏に基づいて、新たに2箇所を配置します。

○都市基幹公園(総合公園・運動公園等)

運動公園については、市民の多様なスポーツやレクリエーションニーズに対応して、現在、整備中の大磯運動公園の早期整備を図ります。

○特殊公園

風致公園として城山公園(7.00ha)が整備され、高麗山公園の一部(3.70ha)が供用しています。今後は、関係機関との調整を図りつつ、高麗山公園の整備を進めます。

○都市緑地

6箇所の都市緑地(0.94ha)の維持を図るとともに、新たな緑地の指定を図ります。

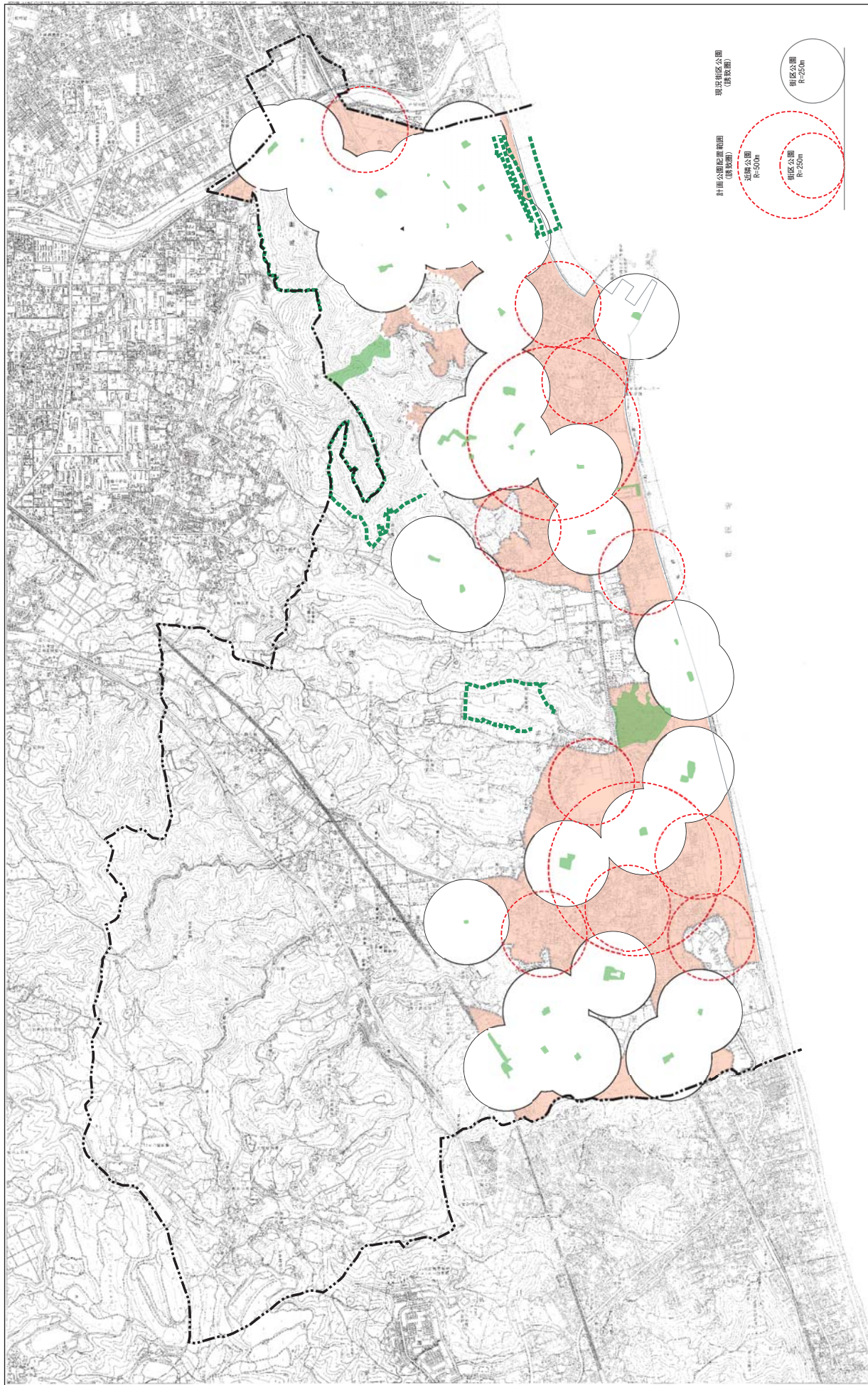
○広域公園

広域公園として、湘南海岸公園(8.70ha)の現状を把握し、関係機関との調整を図り、整備を検討します。

これら施設緑地の配置を示した図を次の頁に掲示します。

■都市公園等による緑地(施設緑地)

緑地種別			年次		現況(平成13年)						目標年次(平成32年)					
			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域				
			箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人		
施設 とし て 整備 する 緑地	住区 基幹 公園	街区公園	36	3.85	1.34	38	4.31	1.33	46	6.35	1.98	48	6.81	1.89		
		近隣公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	4.00	1.25	2	4.00	1.11		
		地区公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00		
	都市基 幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00		
		運動公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	11.70	3.25		
	基幹公園 計		36	3.85	1.34	38	4.31	1.33	48	10.35	3.23	51	22.51	6.25		
	広域公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	3.20	1.00	1	8.70	2.42		
	特殊公園		1	7.00	2.44	2	10.70	3.31	1	7.00	2.19	2	101.80	28.28		
	都市緑地		6	0.94	0.33	6	0.94	0.29	7	0.98	0.31	7	0.98	0.27		
	緑道		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00		
都市公園 計		43	11.79	4.11	46	15.95	4.94	57	21.53	6.73	61	133.99	37.22			
公共施設緑地		11	4.49	1.56	18	34.98	10.83	14	13.39	4.18	21	53.18	14.77			
都市公園等 計		54	16.28	5.67	64	50.93	15.77	71	34.92	10.91	82	187.17	51.99			
民間施設緑地		27	7.58	2.64	44	86.52	26.79	27	7.58	2.37	45	92.32	25.64			
施設緑地 計		81	23.86	8.31	108	137.45	42.55	98	42.50	13.28	127	279.49	77.64			
人 口			市街化区域人口			28.7 千人			市街化区域人口			32.0 千人				
			都市計画区域人口			32.3 千人			都市計画区域人口			36.0 千人				
			行政区域人口			32.3 千人			行政区域人口			36.0 千人				
面 積			市街化区域面積			548.00 ha			市街化区域面積			548.00 ha				
			都市計画区域面積			1,723.00 ha			都市計画区域面積			1,723.00 ha				
公園緑地等の都市施設とする緑地の住民一人当たり面積			都市計画区域人口に対する面積				4.94 m ² /人				都市計画区域人口に対する面積				37.22 m ² /人	



計画公園配置範囲
(緑線種別)
近隣公園
R=50m
街区公園
R=250m

現在街区公園
(緑線種別)
街区公園
R=250m

施設緑地の配置

都市公園 整備済み

都市公園 計画(目標年次)

GRID NORTH

KM
0 0.2 0.5

○その他

公共公益施設の整備や一定規模の開発においては、一定水準の公園緑地を確保するとともに、積極的な緑化を図ります。合わせて、既存の施設においても緑化推進を図ります。

住民参加による公園の整備計画の策定や住民の協力による維持管理体制の推進、ユニバーサルデザインの導入による高齢者や障害者に対応した施設仕様など、町民が安心して、安全に利用できる施設づくりを進めます。

都市施設整備の残地や市街地の空き地などについて、住民に身近なオープンスペース、憩いの場として整備を検討します。

【ユニバーサルデザイン】
 バリアフリーをさらに発展させた「すべての人のためのデザイン」として、高齢者や身体障害者だけでなく、一般の人にも使いやすいもの。

(2) 緑地の保全と緑化の推進による緑地(地域制緑地)の配置

○市街地

市街地においては、新たに緑地保全地区や風致地区の指定を図り、風致と美観の維持を図るとともに、特色ある市街地の巨木、古木などを保護・保全する方法を検討します。また、歴史的な資源の継承を図るために名勝地の指定を継続するとともに、協定や条例などによる緑化の推進を図ります。

○市街地に隣接する緑地

市街地周辺、丘陵地の斜面緑地や市街地内の連担した樹林地などは、市街地内の貴重な緑地として、緑地保全地区や風致地区として保全を図ります。丘陵地の自然環境保全地域や海岸部の海岸保全区域の維持を図るとともに、良好な農地は農業振興地域としての保全を継続的に図ります。

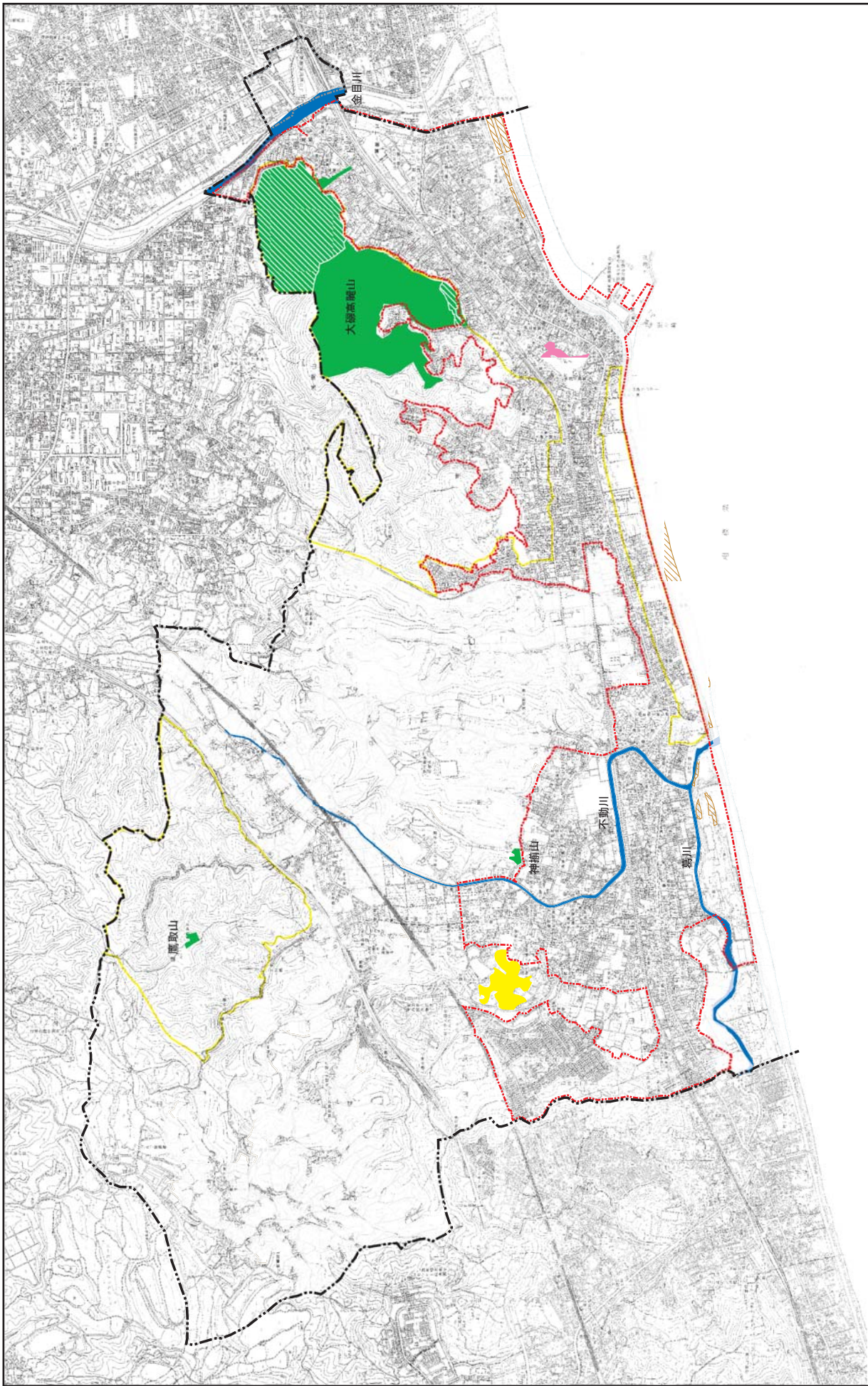
これら地域制緑地の配置を示した図を次の頁に掲示します。

■緑地の保全と緑化の推進による緑地量(地域制緑地)及び緑地の総計

緑地種別	年次		現況(平成13年)						目標年次(平成32年)					
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域				
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人		
緑地の保全と緑化の推進による緑地	緑地保全地区	0	0.00		0	0.00		5	4.97		5	8.03		
		0	0.00		0	0.00		5	4.97		5	8.03		
	風致地区	0	0.00		0	0.00		2	82.73		3	373.63		
		0	0.00		0	0.00		2	79.36		3	272.41		
	保安林		9.00			42.24			9.00			42.24		
			9.00			42.24			0.96			12.52		
	農振農用地	0	0.00			297.00		0	0.00			251.13		
		0	0.00			297.00		0	0.00			239.83		
	自然環境保全地域	1	1.20		3	71.30		1	1.20		3	71.30		
		1	1.10		3	39.02		0	0.00		1	0.40		
	海岸保全区域	1	3.70		1	47.40		1	3.70		1	47.40		
		1	3.70		1	35.84		1	3.70		1	28.38		
	河川区域	2	7.40		3	16.80		3	7.40		3	16.80		
		2	7.40		3	16.80		0	0.00		0	0.00		
	地域森林計画対象民有林		4.50			493.33			4.50			493.33		
		1.69			379.65			0.97			189.93			
協定等	2	2.69		2	2.69		4	4.28		4	4.28			
	2	2.30		2	2.30		4	0.25		4	0.25			
条例等	3	0.64		6	24.34		24	15.12		40	129.42			
	0	0.00		0	0.00		11	12.44		22	19.27			
民有地の緑化による緑地		0.00			0.00			0.00			0.00			
計		25.19			812.85			102.65			771.02			
施設として整備する緑地	81	23.86	8.31	108	137.45	42.55	98	42.50	13.28	127	279.49	77.64		
緑地総計		49.05			950.30			145.15			1050.51			
人口	市街化区域人口			28.7 千人			市街化区域人口			32.0 千人				
	都市計画区域人口			32.3 千人			都市計画区域人口			36.0 千人				
	行政区域人口			32.3 千人			行政区域人口			36.0 千人				
面積	市街地面積			661.0 ha			市街地面積			764.1 ha				
	市街化区域面積			548.00 ha			市街化区域面積			548.00 ha				
	都市計画区域面積			1,723.00 ha			都市計画区域面積			1,723.00 ha				
緑地の確保目標量	市街地面積に対する割合			24.52 %			市街地面積に対する割合			47.28 %				
	市街化区域面積に対する割合			8.95 %			市街化区域面積に対する割合			26.49 %				
	都市計画区域面積に対する割合			55.15 %			都市計画区域面積に対する割合			60.97 %				

*各項目の上段実数値、下段は重複分を除いた面積

*市街地面積＝市街化区域＋市街化区域に接した緑地(海岸保全区域、自然環境保全地域、風致地区)



地域制緑地の配置



地域制緑地 現況

- 自然環境保全地域
- 農振農用地区域
- 河川区域

保安林

- 海岸保全区域

地域制緑地 計画

- 緑地保全地区
- 風致地区
- 市民緑地



■緑地の確保目標量 総括表

年次 緑地種別			現況(平成13年)						目標年次(平成32年)					
			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
			箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人
確保 目標 の対象 となる 緑地 の 保 全 と 緑 化 の 推 進 に よ る 緑 地	施設 とし て 整 備 す る 緑 地	住区 基幹 公園	36	3.85	1.34	38	4.31	1.33	46	6.35	1.98	48	6.81	1.89
		近隣公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	2	4.00	1.25	2	4.00	1.11
		地区公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	都市基 幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
		運動公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	11.70	3.25
	基幹公園 計		36	3.85	1.34	38	4.31	1.33	48	10.35	3.23	51	22.51	6.25
	広域公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	3.20	1.00	1	8.70	2.42
	特殊公園		1	7.00	2.44	2	10.70	3.31	1	7.00	2.19	2	101.80	28.28
	都市緑地		6	0.94	0.33	6	0.94	0.29	7	0.98	0.31	7	0.98	0.27
	緑道		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	都市公園 計		43	11.79	4.11	46	15.95	4.94	57	21.53	6.73	61	133.99	37.22
	公共施設緑地		11	4.49	1.56	18	34.98	10.83	14	13.39	4.18	21	53.18	14.77
	都市公園等 計		54	16.28	5.67	64	50.93	15.77	71	34.92	10.91	82	187.17	51.99
	民間施設緑地		27	7.58	2.64	44	86.52	26.79	27	7.58	2.37	45	92.32	25.64
	施設緑地 計		81	23.86	8.31	108	137.45	42.55	98	42.50	13.28	127	279.49	77.64
緑地 の 保 全 と 緑 化 の 推 進 に よ る 緑 地	緑地保全地区	0	0.00		0	0.00		5	4.97		5	8.03		
		0	0.00		0	0.00		5	4.97		5	8.03		
	風致地区	0	0.00		0	0.00		2	82.73		3	373.63		
		0	0.00		0	0.00		2	79.36		3	272.41		
	保安林		9.00			42.24			9.00			42.24		
			9.00			42.24			0.96			12.52		
	農振農用地	0	0.00			297.00		0	0.00			251.13		
		0	0.00			297.00		0	0.00			239.83		
	自然環境保全地域	1	1.20		3	71.30		1	1.20		3	71.30		
		1	1.10		3	39.02		0	0.00		1	0.40		
	海岸保全区域	1	3.70		1	47.40		1	3.70		1	47.40		
		1	3.70		1	35.84		1	3.70		1	28.38		
	河川区域	2	7.40		3	16.80		3	7.40		3	16.80		
		2	7.40		3	16.80		0	0.00		0	0.00		
	地域森林計画対象民有林		4.50			493.33			4.50			493.33		
		1.69			379.65			0.97			189.93			
協定等	2	2.69		2	2.69		4	4.28		4	4.28			
	2	2.30		2	2.30		4	0.25		4	0.25			
条例等	3	0.64		6	24.34		24	15.12		40	129.42			
	0	0.00		0	0.00		11	12.44		22	19.27			
合計		29.13			995.10			132.90			1437.56			
		25.19			812.85			102.65			771.02			
民有地の緑化による緑地			0.00		0.00			0.00			0.00			
緑地総計				49.05			950.30			145.15			1050.51	
人 口			市街化区域人口			28.7 千人			市街化区域人口			32.0 千人		
			都市計画区域人口			32.3 千人			都市計画区域人口			36.0 千人		
			行政区域人口			32.3 千人			行政区域人口			36.0 千人		
面 積			市街地面積			661.00 ha			市街地面積			764.10 ha		
			市街化区域面積			548.00 ha			市街化区域面積			548.00 ha		
			都市計画区域面積			1,723.00 ha			都市計画区域面積			1,723.00 ha		
緑地の確保目標量			市街地面積に対する割合			24.52 %			市街地面積に対する割合			47.28 %		
			市街化区域面積に対する割合			8.95 %			市街化区域面積に対する割合			26.49 %		
			都市計画区域面積に対する割合			55.15 %			都市計画区域面積に対する割合			60.97 %		
都市公園として整備する緑地の住民一人当たり面積			都市計画区域人口に対する面積			4.94 ㎡/人			都市計画区域人口に対する面積			37.22 ㎡/人		

*各項目の上段実数値、下段は重複分を除いた面積

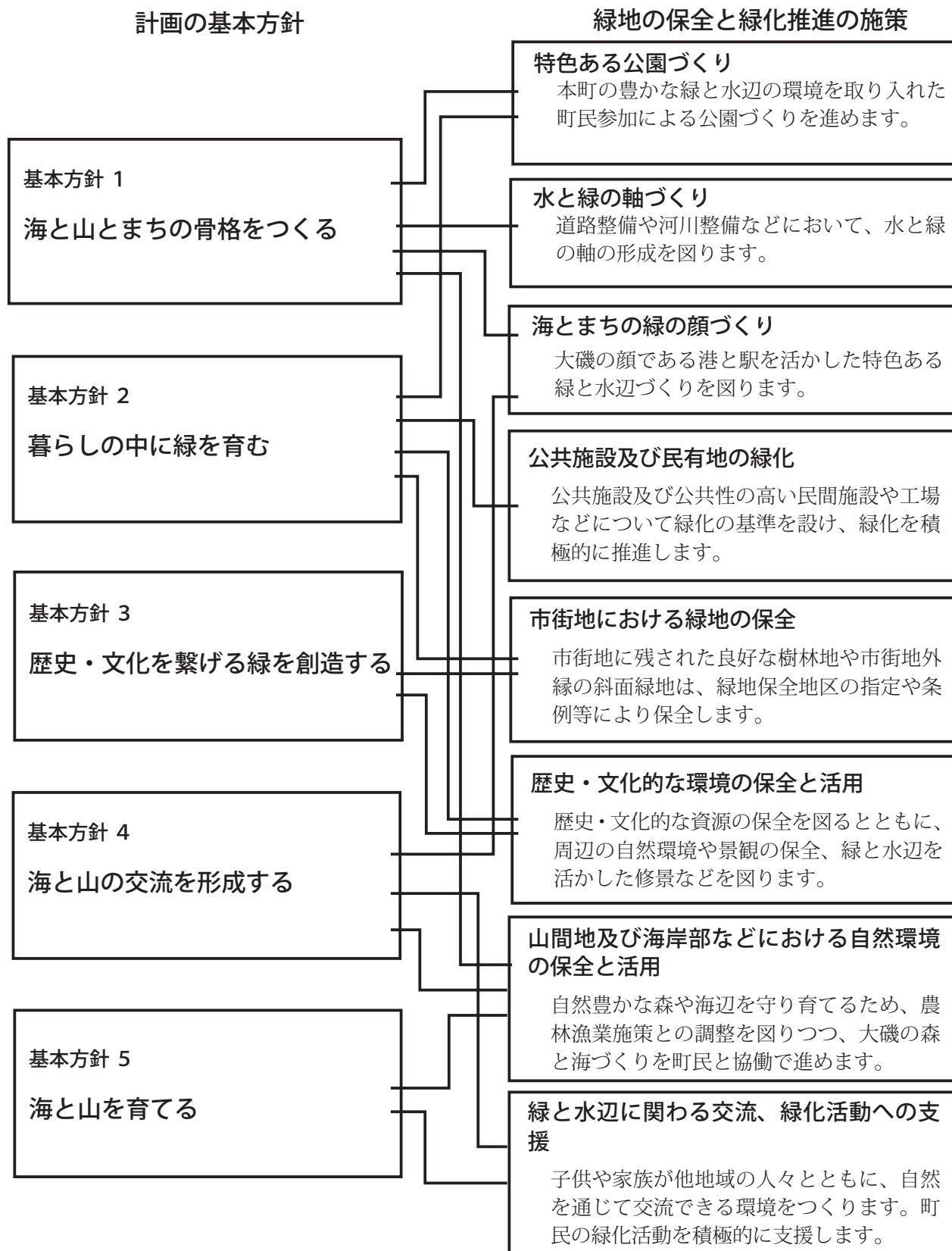
*市街地面積＝市街化区域面積+市街化区域に隣接する緑地（現況で海岸保全区域(43.7ha)と自然環境保全地域(69.3ha)、目標年次でこれに風致地区(103.1ha)を加える)

*市街地緑地面積＝市街化区域緑地面積+市街化区域に隣接する緑地（同上）

IV . 緑地の保全と緑化推進の施策

□施策の枠組み

大磯町の特徴を活かすための、「緑地の保全と緑化推進の施策」の提案を都市特性や緑と水辺の特性を踏まえて、次のような枠組みの基に検討します。



1. 特色ある公園づくり

豊かな水と緑の環境を取り入れ、それぞれの地域の特色を活かした公園づくりを進めます。その際、本町の特徴的な景観である富士山、高麗山、鷹取山や海辺の眺望に配慮した公園づくりを進めます。公園の計画、維持管理などにおいては、意向調査やワークショップなどにより、利用する町民の意向等を反映するとともに、コミュニティ活動と連携し、町民参加による公園づくりを行います。また、高齢者、障害者の方々の利用に十分配慮し、ユニバーサルデザイン導入による施設づくりを行います。

【ワークショップ】

参加者の個人的工夫や、参加者相互の刺激、集団的創意などを重視したもののづくりの方法。

親と子、老人と子供、子供と子供など、多様な年代が交流できる環境づくり



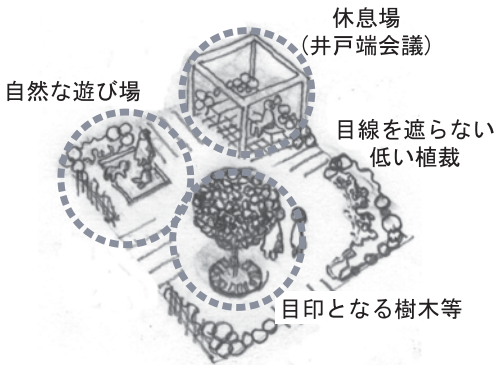
緑を活かした憩い・遊び・体験の環境づくり

海、河川、池などの水辺を活かした憩い・遊び・体験の環境づくり



■街区公園のイメージ

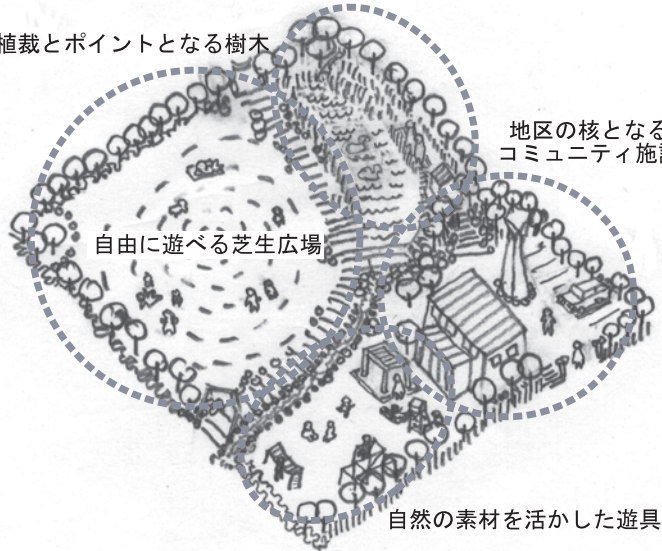
周囲に開かれていること



■近隣・地区公園のイメージ

多自然型の環境創出

低い植栽とポイントとなる樹木



■防災的な機能を持った公園のイメージ

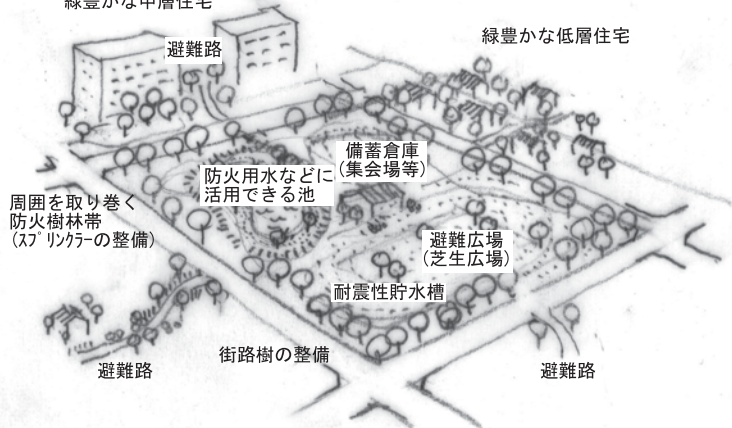
避難路

避難路に指定された区間においては、沿道の緑化を図るとともに、避難地までの経路の誘導、非難情報的確な伝達を図る。



緑豊かな中層住宅

緑豊かな低層住宅

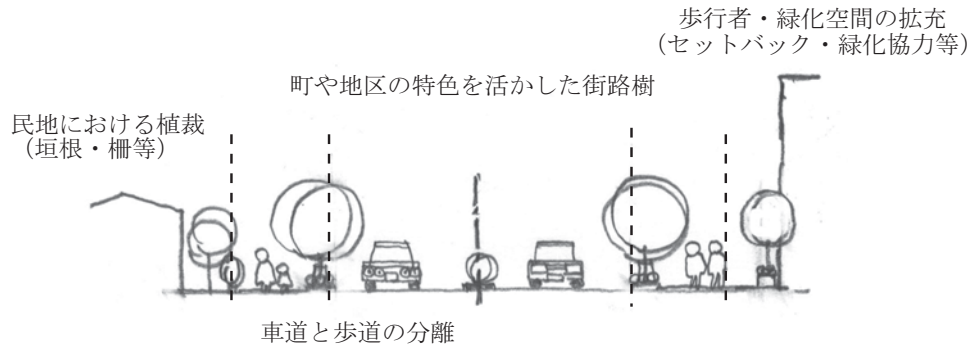


2. 水と緑の軸づくり

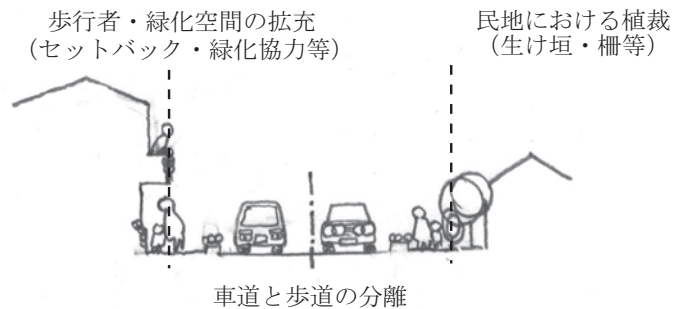
道路整備や河川整備などにおいては、緑の拠点や公園緑地、公共施設などを結ぶ水と緑のネットワークを形成するような整備を図ります。

水と緑の軸づくりには、町や地域の特色を活かした植栽、素材の活用などとともに、企業や町民の協力により、工夫を凝らした空間、施設づくりを行います。

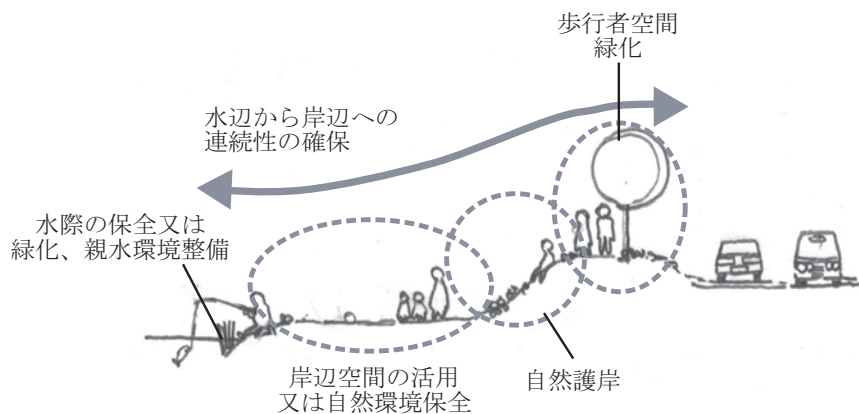
幹線的な緑道（都市計画道路等）のイメージ



生活軸の緑道（町道等）のイメージ



緑と水の道（河川沿岸）のイメージ



3. 海とまちの緑の顔づくり

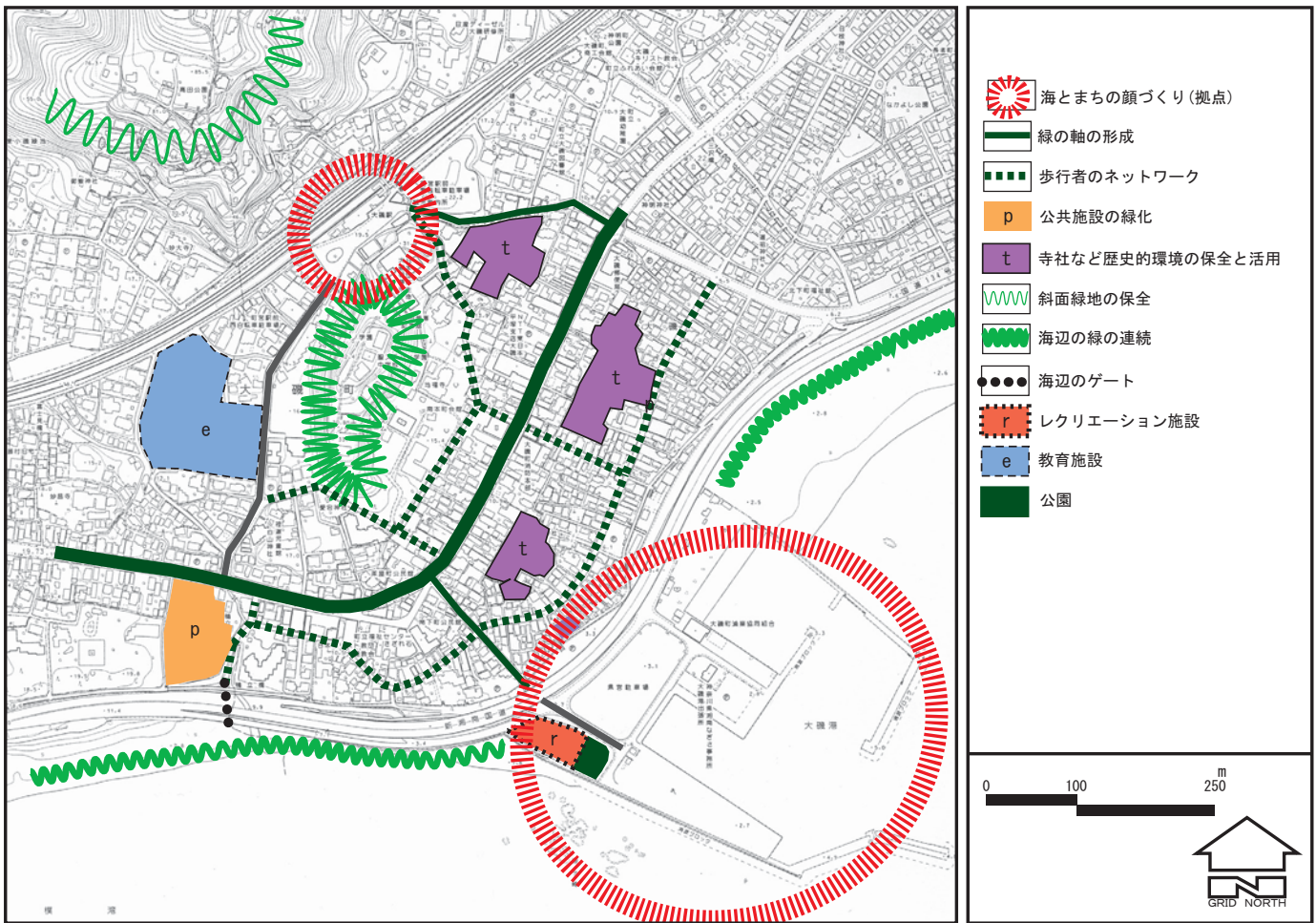
大磯の顔である駅と港の資源を活かした特色ある水と緑づくりを行います。

大磯駅周辺では、その南北を小高い丘陵の緑の壁に囲まれ、駅を利用する人々に潤いを与えています。これらの駅から見える特色ある丘陵地の斜面緑地を保全するとともに、駅周辺の整備の検討と合わせて関連する施設や民有地の緑化推進を図ります。

大磯港の周辺では、広域的な交通を担う交通量の多い西湘バイパス（自動車専用道路）が海とまちを分断しています。海岸は東西に細長く伸び、これと連なる松林は、海風、太陽などの気象と合わせて、特色ある貴重な水と緑の空間を形づくっています。この本町特有の資源を保全するとともに、自然環境と調和した活用を図るため、海辺と市街地を結ぶ海辺のゲートを確保し、大磯港周辺の整備の検討と合わせて、関連する施設や民有地の緑化推進を図ります。

これらの資源や拠点をも、幹線的な道路の歩行者空間の確保や緑化により、有機的にネットワークすることにより、駅周辺と大磯港周辺を結びつけ、快適で楽しく歩ける回遊性のある水と緑の軸づくりを行います。

■海とまちの緑の顔づくり



4. 公共施設及び民有地の緑化

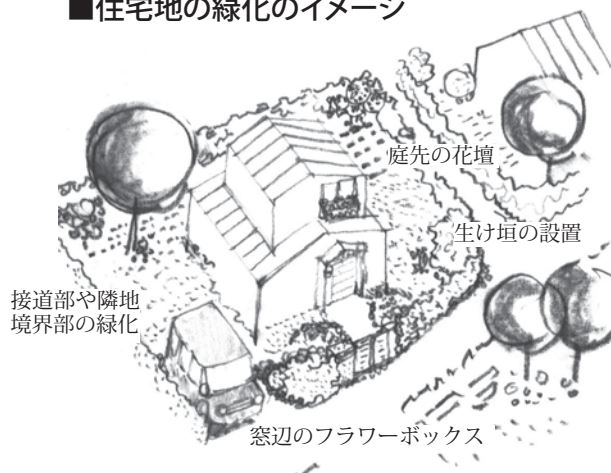
公共施設や公益施設の建設に当たっては、緑化に関する基準を定め、この基準によりオープンスペースの確保や周辺環境と調和した緑化を積極的に進めます。

これとともに公共性の高い民間施設においても、公共施設等に準じた緑化を進めるとともに、一定規模以上の宅地造成等の開発については、良好な環境を形成するため、緑地・オープンスペースの確保や緑化を進めます。

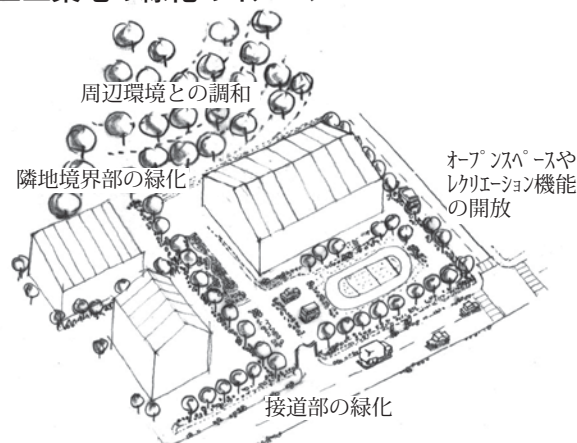
住宅地の居住環境や防災機能の向上を図るため、道路の緑化を進めるとともに、宅地内緑化を推進します。接道部においては、生け垣やフラワーボックスの設置を奨励し、緑豊かなまち並み形成を図ります。

また、花いっぱい運動や苗木・花木の配布、生け垣コンクールなど緑化に向けた施策の展開を推進し、町民による緑化を積極的に進めます。町民から提供された花木を再利用するための橋渡しなど、緑化に関するソフト施策を検討します。

■住宅地の緑化のイメージ



■工業地の緑化のイメージ



■大磯町まちづくり条例 (平成14年3月)

大磯町では開発事業者に対する「緑化に関する事項」として、「緑化の推進(事業区域内における緑化)」と「生け垣の推進(敷地周辺の生け垣設置)」を規定するとともに、「緑化率」を次のように定めています。

緑化率(建築物の敷地面積に対する樹木等でおおわれた緑化の割合)

区分	用途地域	緑化率
宅地分譲以外	第一種低層住居専用地域	25%
	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準工業地域又は工業地域	20%
	近隣商業地域	10%

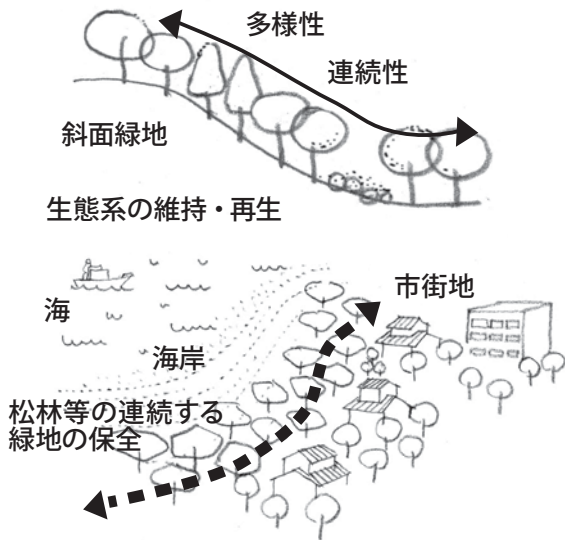
*ただし、店舗等については表に定める緑化率の50%以上とする。

5. 市街地における緑地の保全

市街地内の良好な樹林地や樹木、屋敷林などを条例により、保存緑地・樹木として指定し、保全を図ることを検討します。市街地の外縁を縁取る連続した山地や丘陵地の緑地は、緑地保全地区の指定により保全を図ります。これらの緑については、指定のための調査や地権者等への協力活動、管理、運営に対する住民の協力要請などを行うとともに、その他の施策（公園緑地整備、公共施設及び民有地の緑化等）との連携を図ることにより、豊かな緑の環境の保全と活用を図ります。

■斜面緑地や海岸部の緑地の保全と活用

レクリエーションとしての活用



■市街地の緑地やオープンスペースの保全と活用



■海岸線沿いの松林等の保全

大磯町みどり基金と県が実施している緑化協礼金との連携により、海岸線より約 15m 幅の松林を購入し、保全を図る（取得年度：平成 14 年度、西小磯地内、面積約 0.17ha）。

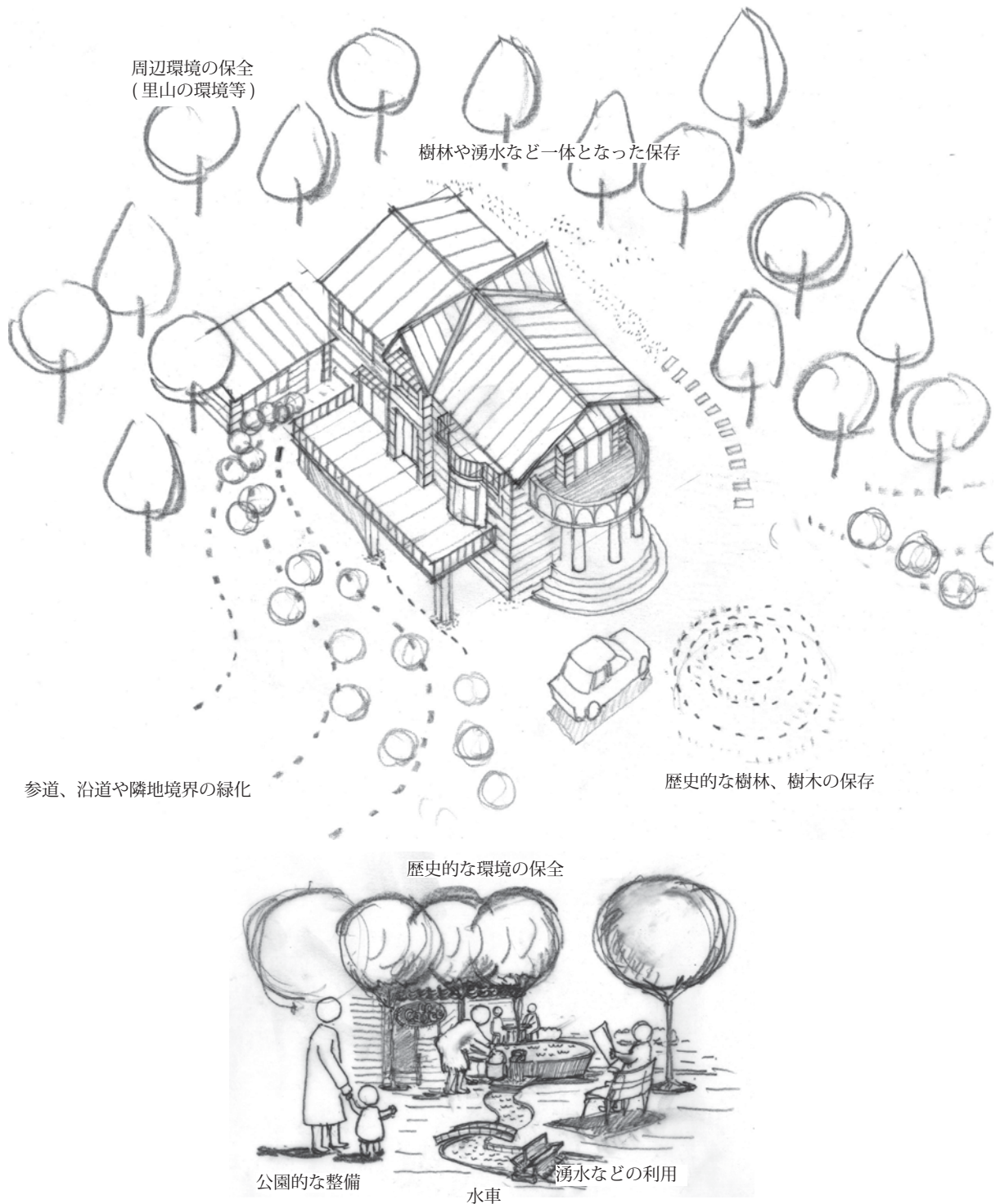


6. 歴史・文化的な環境の保全と活用

本町に点在する多くの神社仏閣ならびに歴史的な建造物（近代別荘建築等）は、周辺の樹林地とともに良好な歴史的環境を形成しています。特に斜面地の緑や水辺などと一体になった自然と共生する環境（市街地の縁辺、海辺等）は、本町特有のものであり、関連する法的な規制などによる保全を検討します。

また、地域における歴史・文化的環境を育むため、これを取り入れた景観形成や緑化の推進を図り、地域特有の環境保全と緑の環境形成を図ります（文化財等の指定など）。

■歴史的環境の保全と活用イメージ



7. 山間地及び海岸部などにおける自然環境の保全と活用

森林の所有者、漁業組合や漁業関係者、町民と協力して、自然豊かな森や海を守り、育てる大磯の森と海づくりを検討します。具体的には、関係部署と調整を図り、町民などの協力により次のような施策を検討します。

豊かな森と海づくりは、町民の協力による森の保育・管理や天然林などの植林の推進、市街地周辺の里山の再生を図ることを検討します。また、森と海を気持ちよく利用するため、ゴミの自主回収の呼びかけや清掃クリーンアップ作戦などを検討します。

森と海のボランティア活動は、里山の管理・体験等の森林体験活動や漁業活動を通じて、町民や他地域の人々が交流を図り、森と海の豊かさを知り、森と海を愛する心を育てます。

森と海の資源リサイクルは、地域の協力を得て、森と海の資源を活かした伐採樹木による木工品やベンチ、遊具などの製作を行い、特産品としての販売や公園緑地、緑道などにおける活用を検討していきます。

■森と海のボランティア

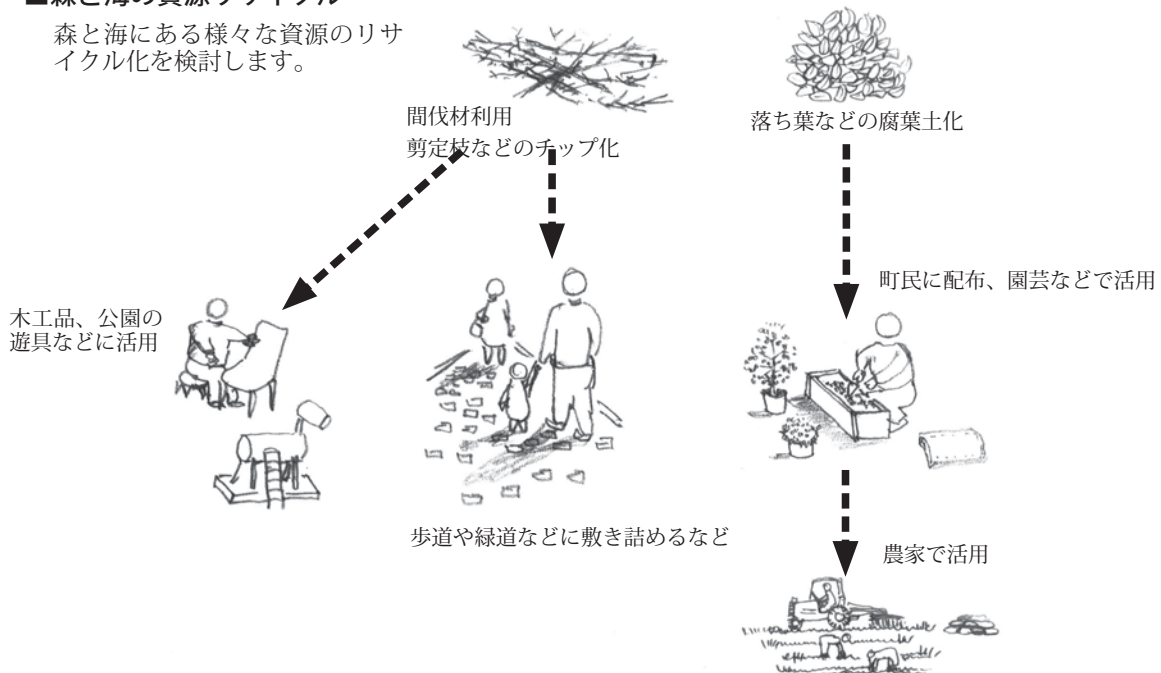
森と海のボランティア活動は、里山の下草刈り等の林業体験や漁業の体験の他、炭焼き、木工、森や海の幸の実習料理など森と海の資源を活用して、様々な人々の交流を深めます。

小枝細工など木工や料理講習会



■森と海の資源リサイクル

森と海にある様々な資源のリサイクル化を検討します。



8. 緑と水辺に関わる交流、緑化活動への支援

豊かな水と緑の環境を活用し、子供や家族が他地域の人などとともに自然を通して互いに学び、体験し、理解を深める交流環境づくりを行います。森や海、川などの自然の中で、動物や植物などの観察会や勉強会を開催したり、樹木や草花を植栽するなど、自然体験学習や緑化活動を通じた交流を図っていきます。

また、子供から高齢者までの幅広い町民の参加を得て、緑と水辺の交流環境をつくるための人材確保と育成、様々な情報の収集と提供、交流組織づくりを進めるための体制を整備していきます。

町民と行政が協働した緑化活動を支援していきます。

●緑の普及啓発

町民の暮らしに身近な緑を創造するため、専門家(造園、園芸、樹木医など)による緑の相談や緑化講習会、緑化指導を行うとともに、町民参加による植樹祭や記念植樹などの緑化事業、緑化コンクールの開催など、様々な普及啓発活動の充実を図っていきます。

●水と緑の活動

公園利用の活性化と地域住民の交流促進を図るため、社会教育や学校教育との連携を図りつつ、町民の持っている知識や経験、社会参加の意欲を尊重し、地域住民が互いに学びあい教えあうことにより、都市公園等における「遊び」や「自然の体験学習」、「世代間の交流」などの様々な活動を行います(次頁の「水と緑の交流活動(例)」参照)。これらを指導、支援、演出する人材を町民のボランティアなどにより確保、育成する体制をつくります。また、小学校や中学校、父兄の方々などの協力を得て、山や川などの自然の中での体験を通して、子供たちに樹木や草花の自然、動物や昆虫の生態、季節の移り変わりなどを楽しく学ばせ、「おおいそっこ」として知恵と勇気と行動する力を身につける、子供たちの育成プログラムを展開します。ひとつの例として、このプログラムに参加した子供たちに、「おおいそグリーンキッズ」のバッチやパスポートなどを与えることも検討していきます。

■おおいそグリーンキッズのバッチとパスポート(一例として)



‘おおいそグリーンキッズ’になったことを証明するバッチとパスポート。自然環境の学習や体験を通して、子供たちに与えられます。パスポートには、グリーンキッズの心得や自然や遊びに役立つ様々な事柄がやさしく解説されています。

■水と緑の交流活動(例)

活動	内容	イベント例
探検活動	<p>自主性（感性、判断・行動）に基づいた、自然環境を素材とした体験学習活動。活動を支える人材として、水と緑のインストラクター（総合的な指導者）を養成し、指導などを行う。</p> <p>森・野原・水の探検隊を組織し、それぞれの特色にあわせた環境、素材、メニュー（自然、街、人等）による活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物、昆虫などの観察 ・森で暮らそう ・緑と水辺の文化祭 ・緑と水辺の体育祭 ・緑と水辺の交流会
交流活動	<p>様々な人たちと体験を共有することが重要であることから、水と緑を素材とした多様な交流活動の展開を図る。交流テーマとして文化・芸術、遊び、スポーツ・レクリエーション、地域、国際など幅広い設定を行う。</p> <p>地域の人々、高齢者、親、学生などとの交流も設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・探検隊交流会 ・森、海、川の芸術祭 ・野原の運動会 ・森と海、川の音楽会 ・緑と水辺の祭り ・異世代交流会
自然観察・体験活動	<p>本町の特徴ある自然環境（動植物、昆虫、田・畑など）を中心とした観察・体験活動（観察会、農作業等）を行う。観察（みる－記録する－調べる－発表する－話し合う）や体験（感じる－出会う－交わる－つくる）などの活動を支える指導者（水と緑のインストラクター、ボランティア等）の養成、指導者による活動メニューの設定を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バードウォッチング ・動物、昆虫観察会 ・森・野原・水(海・川)、里山体験 ・田・畑の農作業、収穫祭
遊・創造活動	<p>自分の身近な素材、環境の中で様々な遊びを創り、育ませる活動を行う。</p> <p>各自の自主性を生かし、伝統的な職人の人たち、昔の遊びの達人（高齢者の方々）などの人達の協力による遊びのメニュー、指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森・野原・水の工作クラブ ・遊び研究会 ・創造遊びのコンテスト ・水と緑のスポーツクラブ
スポーツ・レクリエーション活動	<p>動的な遊び、スポーツ・レクリエーションなどの活動。</p> <p>健康状態、体力などにあった活動が図れるよう、メニューづくり、指導など専門家やボランティアなどの協力体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑のスポーツクラブ ・野原の体育祭 ・親子アスレチックリレー
環境学習活動	<p>学校教育における環境学習の場として展開を図り、子供たちによる様々な環境学習活動の展開を行う。</p> <p>教育者、学生、知識人、高齢者などの協力による環境学習メニューづくり、指導体制の確立。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察、農業体験、星座観察 ・動植物の飼育・栽培、動物観察 ・美化活動、緑化活動 ・リサイクル、省資源・エネルギー活動

V. 実現化へ向けて

実現へ向けて、町が行う「パートナーシップによる計画づくり」、「多様な住民参加」、「人材の育成」の3つの取り組みが必要と考えます。

1. パートナーシップによる計画づくり

水と緑の保全と育成、創造には、町民、行政、企業、農林漁業などの関係各者が、相互に尊重し、理解し、共通の目的に向けて役割を分担するなど、より良い協力関係(パートナーシップ)を築くことが大切です。

関係各者の特質を活かし、相互に力を発揮できる組み合わせを考慮した体制を築き、緑と水辺に係わる施策(プログラム型、プロジェクト型パートナーシップ)の実現を目指します。

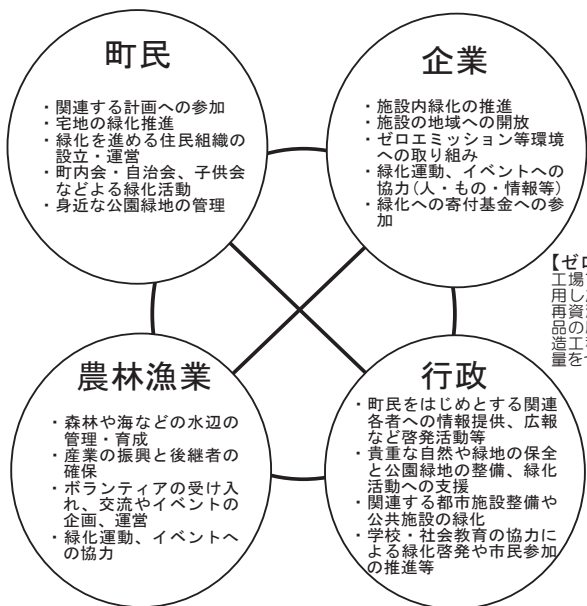
また、これらのプロセスを通して、より良いパートナーシップのあり方を研究、改善するためのシステムづくりを進めます。

step 1

関係する各者が、パートナーシップを組み、協働して取り組む体制をつくります。

★協力体制の確立

- パートナーシップを形成する条件
 - ・問題の共有化、危機意識の連帯
 - ・町民のコミュニティ意識が強く、行政と民間の信頼関係が確立
 - ・強力なリーダーシップ、中心となる人材、グループの存在



step 2

各事業など、具体的な取り組みの中で実現していくことが必要となります。この中では、計画などのプログラム型、事業などのプロジェクト型などのパートナーシップが考えられます。

★具体的な事業への展開

●プログラム型パートナーシップ

町域全体などの広い範囲を対象に、多数のメンバーが参加して、共同で長期のプログラムを策定し、これに基づいて個別の事業を実施する。

- ・総合計画
- ・都市マスタープラン
- ・緑の基本計画など

●プロジェクト型パートナーシップ

個別のプロジェクト毎に行政と民間が共同で計画を作成し、事業を進める。

- ・公園整備事業
- ・道路整備事業
- ・河川整備事業
- ・緑化事業など

step 3

体制づくり、事業展開、体制の継続性、運営管理などについての評価をし、より良いシステム化への改善策を検討します。

★評価・課題、継続性

●体制づくりへの評価・課題

パートナーシップによる体制づくりとして、関係各者の間に意識の共有化、連帯、信頼関係が築くことができたか、円滑な活動を支える組織を構築できたかなど。

●各事業毎の評価・課題

各事業毎に、住民参加や市の特性を活かしたプロジェクトが展開できたか、自然環境への配慮、環境負荷への対応などが十分に盛り込まれたか、事業費と効率化への評価など。

●継続性への評価・課題

体制の継続性が確保できたか、事業などの完成後の運営管理へのスムーズな移行、関連施設の市民など利用者の意向調査とこれに基づいた再整備の検討などのリニューアル等。

2. 多様な住民参加

多様な住民参加を図るため、水と緑に関わる様々な情報のとりまとめ、発信、関連する各種団体、組織などとの連携などにより、水と緑の計画づくり、事業展開、運営・管理への参加の道を開きます。

step 1

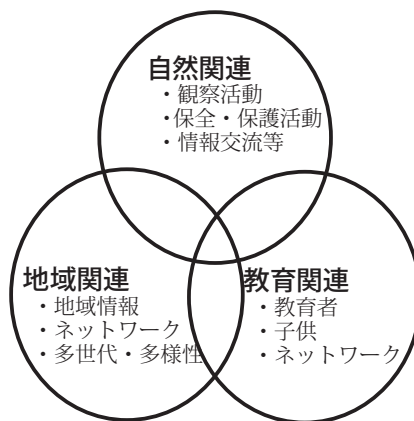
町民参加の為の情報提供、町の自然環境、水と緑の現状、緑化への取り組み、支援制度など様々な情報を町の広報、インターネット、行政機関、図書館の閲覧など町民が手軽に情報にふれられる機会を提供します。



step 2

各種団体、組織などとの連携を図るための環境をつくります。

・自然関連 (保護、交流等)
・地域関連 (自治会、町内会等)
・教育関連 (文化・スポーツ活動)
調査、交流、計画、運営、管理などへ、団体の特色を活かした参加形態を整えます。



step 3

水と緑づくり (保全、育成、創造) への実践的な参加。

- ・計画への参加
- ・事業への参加
- ・管理・運営への参加
- ・緑化活動への参加

各段階の中でも参加のプロセス、対象となる町民、参加構成など、計画や事業の内容や性格を考慮します。

公園緑地の管理・運営や緑化活動においては、町民の自主的な意思や行動を尊重します。



3. 人材の育成

水と緑を守り、育て、創造するための様々な人材の育成を図ります。

大磯の将来を支える人材となる子供たちに対して、水と緑の大切さや自然の仕組み(生態系)などを学校の環境教育、課外活動、そして緑化活動への参加の中で感じ、学び、体験できるような環境づくりを行います。また、世代間の交流を促進し、人と人を通じ、次世代に水と緑の歴史・文化、情報・技術などが伝えられるような仕組みづくりと、これらを支援する体制や制度づくりを町民と行政が一体となり行うことが重要です。

step 1

大磯の水と緑の次世代を担う子供たちの教育、学習・体験環境を整えます。自主性を活かした活動が行えるよう支援、サポート体制を作ります。

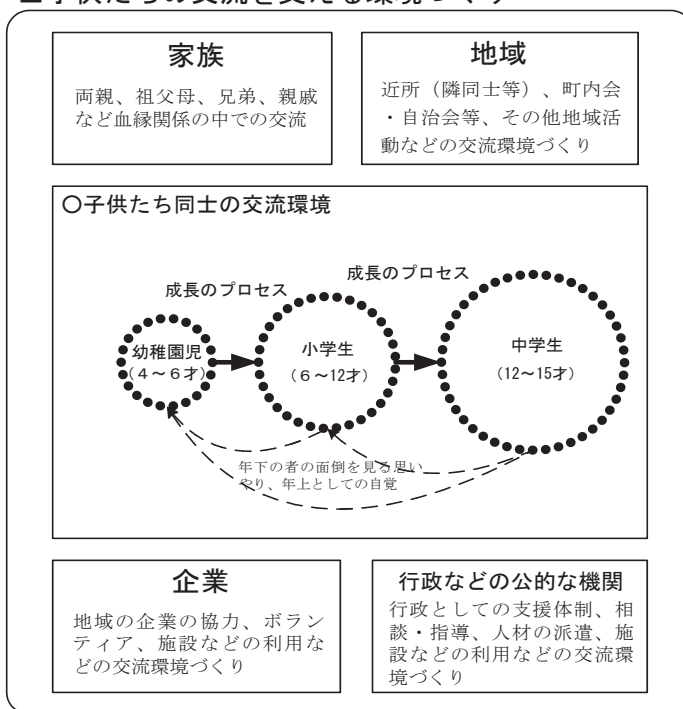
この環境を活かし、大磯から日本、世界の子供たちへ情報発信し、交流の促進を図ります。

- ・環境教育の導入
- ・課外活動の充実
- ・子ども会など地域のつながり
- ・地域外、日本、世界などの子供たちとの交流

step 2

子供と高齢者など世代間の交流の促進を図り、様々な年代の人々が交流できる環境をつくります。その中で、山や海などの自然について、自然を活かした遊び、古くから伝わる民話、子供の遊びを体験する中で自然の大切さや自然に即した暮らしなどを学ぶことを目指します。

■子供たちの交流を支える環境づくり



step 3

水と緑づくりの町民レベルでの専門家を養成するための制度や、先進地域での体験など、人材の育成に関わる体制や制度の整備を進めます。緑と水辺の人材づくりの入り口として、町民が気軽にボランティア活動を行えるような環境づくり、広報などによる情報提供、水と緑づくりに関わる作業、運営管理など、参加の窓口を広げます。